

第3章 地域の概況

事業計画地及びその周辺の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。

3-1. 社会的状況

3-1-1. 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

1) 人口・世帯数・人口密度

木津川市の人団及び世帯数の現況（平成22年度）は表3-1.1、過去5年間における人口及び世帯数の推移は表3-1.2、地区別人口及び世帯数は表3-1.3に示すとおりである。木津川市の人団及び世帯数は、関西文化学術研究都市の宅地開発等により、増化傾向にある。

表 3-1.1 人口及び世帯数の現況

木津川市

世帯数 (世帯)	人口 (人)			人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
	総数	男	女		
25,685	70,788	34,200	36,588	831.63	85.12

【参考データ】精華町

世帯数 (世帯)	人口 (人)			人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
	総数	男	女		
13,439	36,738	17,755	18,983	1,431.72	25.66

注1) 木津川市の数値は、外国人登録人口を含む。

注2) 面積は、平成23年10月1日時点のデータ。

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）

「行政区別人口世帯集計表（平成23年4月1日現在）」（精華町ホームページ）

「平成23年全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院ホームページ）より作成

表 3-1.2 人口及び世帯数の推移

木津川市

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口 (人)	66,580	67,707	68,922	69,789	70,788
世帯数 (世帯)	23,059	23,787	24,483	25,073	25,685

【参考データ】精華町

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口 (人)	35,571	35,798	35,950	36,391	36,738
世帯数 (世帯)	12,333	12,586	12,852	13,179	13,439

注1) 木津川市の数値は、外国人登録人口を含む。

注2) 各年度、3月末時点のデータ。

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）

「統計で見る『せいか』（平成23年版）」（精華町ホームページ）より作成

表 3-1.3 木津川市の地区別人口及び世帯数

(平成 23 年 3 月末現在)

(単位 : 人)

地域区分	人口	世帯数	地域区分	人口	世帯数
木津川市全域	70,334	25,516	加茂地域	15,122	5,693
木津地域	46,263	16,825	里	644	245
木津町	2,594	958	二本松	345	124
木津	1,866	763	高田	315	104
本町西	465	205	観音寺	211	68
本町東	1,967	831	大野	520	200
下川原	2,601	987	法花寺野	56	18
宮ノ裏	1,179	466	南新町	383	161
鹿背山	532	198	中新町	285	114
梅谷	326	101	北新町	332	126
市坂	734	261	南町	482	171
曾根山	253	97	西町	54	18
大里	1,834	760	中町	87	35
北之庄	989	402	東町	261	101
東吐師	390	153	中森	183	81
西吐師	450	174	兎並西	346	137
兜台	7,636	2,799	駅東一丁目	106	50
相楽台	4,326	1,593	駅東二丁目	726	284
木津川台	6,785	2,233	駅東三丁目	116	36
州見台	5,802	1,950	兎並	149	65
梅美台	5,534	1,894	山之上	74	37
山城地域	8,949	2,998	北	117	40
北綺田	583	178	小谷上	130	58
南綺田	1,131	382	小谷下	180	91
北平尾	1,181	370	銭司	222	92
南平尾	1,774	613	山田	85	29
神童子	162	58	井平尾	253	104
北河原	399	130	岡崎	335	117
椿井	740	215	河原	277	98
北代	125	44	西	123	46
上狛 1	176	51	東	79	32
上狛 2	396	131	登大路	171	68
上狛 3	242	73	仏生寺	203	73
上狛 4	174	54	口畠	109	38
上狛 5	292	96	奥畠	93	41
上狛 6	372	138	岩船	101	39
上狛 7	188	73	東小	38	13
上狛 8	261	91	大門	14	5
上狛 9	318	114	西小	97	30
上狛 10	258	88	南下手	66	21
棚倉区外	52	28	北下手	47	15
高麗区外	12	5	森	32	14
上狛区外	113	66	高去	21	9
			勝風	16	8
			大畠	36	16
			辻	101	30
			尻枝	139	47
			南加茂台	6,362	2,344

注) 外国人を含まない。

出典：「木津川市統計書（平成 23 年版）」（平成 24 年 1 月 木津川市）より作成

2) 人口動態

木津川市における人口動態は、表3-1.4に示すとおりである。平成18～22年にかけての自然動態は、木津川市で出生数は微増から横ばい傾向、死亡数は微増傾向にある。

平成18～22年にかけての社会動態は、木津川市における転入数、転出数ともに減少傾向である。

表 3-1.4 人口動態の推移

木津川市

(単位：人)

区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
自然動態	出生	703	727	759	751	769
	死亡	423	435	469	496	501
	自然増減	280	292	290	255	268
社会動態	転入	4,002	3,634	3,289	3,351	3,223
	転出	2,810	2,571	2,545	2,538	2,461
	社会増減	1,192	1,063	744	813	762
人口増減		1,472	1,355	1,034	1,068	1,030

【参考データ】精華町

区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
自然動態	出生	378	344	338	301	310
	死亡	202	185	199	199	235
	自然増減	176	149	139	102	75
社会動態	転入	1,732	1,540	1,511	1,748	1,547
	転出	1,416	1,455	1,461	1,450	1,371
	社会増減	316	85	50	298	176
人口増減		492	234	189	400	251

注1) 木津川市のデータは前年10月1日～9月30日の値、精華町のデータは各年1月～12月の値である。

注2) 精華町の数値は住民基本台帳人口と外国人登録人口の合算値。

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）

「統計で見る「せいか」（平成23年版）」（精華町ホームページ）より作成

3) 人口動態（将来）

第1次木津川市総合計画（平成21年3月）によると、『全国的に人口減少が懸念される中、木津川市の人口は、平成12年（国勢調査）58,809人、平成17年（国勢調査）63,649人、平成19年度末（住民基本台帳）67,233人と増加傾向にある。平成12年及び平成17年の国勢調査に基づき社会移動する勢型人口推計により将来人口を推測すると、平成27年に約73,500人、平成32年に約77,500人になる見通しで、目標年次である平成30年には、約75,900人になることが予測される。まちづくりの将来像として掲げる「水・緑・歴史が薫る文化創造都市」をめざす上で人口規模は、まちの活力や市民生活環境に関わるものである。これまで、木津町、加茂町、山城町は独自の街づくりを進めてきた。合併による最先端の学研都市機能と自然・歴史・文化等の融合により、さらに魅力ある関西文化学術研究都市の中核都市として活力あるまちづくりを積極的に進めることにより、予測人口を上回る効果が期待できる。このことから、本計画の目標年次である平成30年の人口目標を「8万人」と定め、その後において、「10万人都市」の構築をめざします。』と記されている。

(2) 産業の状況

木津川市における産業別事業所数及び従業者数は、表3-1.5に示すとおりであり、事業所数は1,929、従業者数は17,756人となっている。産業別では第三次産業の占める割合が多く、事業所数では全体の約8割の1,542、従業者数では全体の約8割の14,690人となっている。

表 3-1.5 産業別事業所数及び従業者数

(平成21年7月1日現在)

区分		事業所数	従業者数(人)	構成割合(%) (従業者数/従業者数総計)
総数		1,929	17,756	100.0
第一次産業	農業、林業	4	24	0.2
	漁業	2	4	
第二次産業	鉱業	-	-	-
	建設業	205	1,263	7.1
	製造業	176	1,775	10.0
	小計	381	3,038	17.1
第三次産業	電気・ガス 熱供給・水道業	4	71	0.4
	情報通信業	16	74	0.4
	運輸業	23	615	3.5
	卸売・小売業	527	4,714	26.5
	金融・保険業	18	205	1.2
	不動産業	91	335	1.9
	学術研究、専門・技術サービス業	82	1,042	5.9
	宿泊業、飲食サービス業	195	1,625	9.2
	生活関連サービス業、娯楽業	157	828	4.7
	教育、学習支援業	118	1,186	6.7
	医療、福祉	149	2,474	13.9
	複合サービス事業	12	106	0.6
	サービス業(他に分類されないもの)	132	672	3.8
	公務(他に分類されないもの)	18	743	4.2
小計		1,542	14,690	82.7

注) 「-」は該当数値が無いことを表す。

出典: 「平成21年経済センサス基礎調査」(総務省ホームページ)より作成

1) 農業

木津川市の経営耕地面積は表3-1.6に示すとおりである。木津川市では、水田の経営耕地面積が53,013a、構成比が66.9%となっている。

表 3-1.6 主な農作物別経営体数及び作付面積

(平成22年2月1日現在)

(単位 : a)

	項目	経営耕地面積	田		畑		樹園地		
			休耕地		休耕地		果樹園	茶園	その他
木津川市	総数	79,227	53,013	4,859	11,868	2,266	14,346	—	—
	構成比 (%)	100.0	66.9	6.1	15.0	2.9	18.1	—	—

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

木津川市における専業・兼業別農家数は、表3-1.7に示すとおりである。木津川市は農家数合計が937戸であり、そのうち第2種兼業農家が580戸と最も多く、全体の61.9%を占めている。また、専業農家は263戸、第1種兼業農家は94戸であり、構成割合はそれぞれ28.1%、10.0%となっている。

表 3-1.7 販売農家数等及び専業・兼業別農家数

(平成22年2月1日現在)

	販売農家数	農家人口 (販売農家)	専業・兼業別農家数			構成割合(%)		
			専業	第1種 兼業	第2種 兼業	専業	第1種 兼業	第2種 兼業
木津川市	937 (1,542)	3,695	263	94	580	28.1	10.0	61.9

注1) ()内は総農家数（経営耕地面積が10a未満、かつ年間販売金額が15万円未満の農家は調査対象外）

注2) 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

木津川市における農家数、農家人口、経営耕地面積の推移は、表3-1.8に示すとおりである。平成22年は平成17年に比べ、農家数、農家人口、経営耕地面積ともに減少している。

表 3-1.8 農家数、農家人口、経営耕地面積の推移

(各年2月1日現在)

区分	平成12年	平成17年	平成22年
旧木津町	農家数(戸)	454	393
	農家人口(人)	2,139	1,687
	経営耕地面積(a)	33,211	28,063
旧加茂町	農家数(戸)	459	391
	農家人口(人)	2,133	1,672
	経営耕地面積(a)	38,196	33,609
旧山城町	農家数(戸)	298	262
	農家人口(人)	1,416	1,177
	経営耕地面積(a)	22,394	19,136
木津川市	農家数(戸)	1,377	1,211
	農家人口(人)	5,688	4,536
	経営耕地面積(a)	93,801	80,808
			937
			3,695
			79,227

注) 木津川市の平成12、17年のデータは、3町合計値。

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

2) 林業

木津川市における林野面積は、表3-1.9に示すとおりである。平成18～20年の林野面積総数は微減傾向であったが、以降は横ばいである。

表 3-1.9 林野面積

(各年4月1日現在)

平成(年)	林野面積 (ha)				蓄積 (m³)			
	総数	国有林	公有林	私有林	総数	国有林	公有林	私有林
旧木津町	16	679.24	5.99	1.41	473.89	99,118	137	260
	17	679.24	5.99	1.41	473.89	100,156	137	262
	18	679.24	5.99	1.75	671.50	101,027	137	299
旧加茂町	16	1,598.70	19.48	130.53	1,426.28	263,614	884	18,669
	17	1,598.70	19.48	130.53	1,426.28	267,668	884	18,947
	18	1,597.89	19.48	130.53	1,447.88	272,920	884	19,358
旧山城町	16	1,290.09	136.89	341.62	809.81	196,937	15,423	59,417
	17	1,290.09	136.89	341.62	809.81	200,674	15,423	61,100
	18	1,290.09	136.89	341.62	811.58	205,500	15,423	63,655
木津川市	16	3,568.03	162.36	473.56	2,709.98	559,669	16,444	78,346
	17	3,568.03	162.36	473.56	2,709.98	568,498	16,444	80,309
	18	3,567.22	162.36	473.90	2,930.96	579,447	16,444	83,312
	19	3,369.72	162.36	473.56	2,733.80	556,012	17,789	84,441
	20	3,214.65	162.36	473.56	2,578.73	539,412	17,789	85,526
	21	3,214.65	162.36	473.56	2,553.84	539,412	17,789	85,526
	22	3,214.23	162.36	473.56	2,553.42	546,187	17,789	87,289

注) 木津川市の平成16～18年のデータは、3町合計値。

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

3) 工業

木津川市における事業所数及び従業者数等は、表3-1.10に示すとおりである。平成21年における事業所数は73、従業者数は999人、製造品出荷額等は3,100,469万円となっている。

また、産業中分類別の事業所数等は表3-1.11に示すとおりである。分類別に見ると、飲料・たばこ・飼料の製造品出荷額等が最も多く、1,566,820万円となっている。

表 3-1.10 事業所数、従業者数、製造品出荷額等

(各年 12月 31日現在)

	平成(年)	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
旧木津町	14	32	605	1,300,263
	15	39	640	970,156
	16	32	585	894,954
	17	31	559	903,343
	18	28	532	936,377
旧加茂町	14	16	284	445,450
	15	15	265	416,150
	16	13	291	470,842
	17	14	296	468,897
	18	11	304	461,949
旧山城町	14	45	605	1,300,263
	15	50	566	1,351,551
	16	46	520	1,693,329
	17	46	508	1,929,055
	18	39	480	2,020,046
木津川市	14	93	1,494	3,045,976
	15	104	1,471	2,737,857
	16	91	1,396	3,059,125
	17	91	1,363	3,301,295
	18	78	1,316	3,418,372
	19	74	1,242	3,598,601
	20	87	1,306	3,803,198
	21	73	999	3,100,469

注) 木津川市の平成14~18年のデータは、3町合計値。

出典: 「木津川市統計書(平成23年版)」(平成24年1月 木津川市)より作成

表 3-1.11 産業中分類別事業所数等

(平成 21 年 12 月 31 日現在)

産業分類	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
総数	73	999	3,100,469
食料品	—	—	—
飲料・たばこ・飼料	12	155	1,566,820
繊維	11	85	97,875
木材・木製品	—	—	—
家具・装備品	3	29	53,357
パルプ・紙	6	115	216,029
印刷	3	15	8,936
化学	1	5	X
石油・石炭	—	—	—
プラスチック製品	8	102	105,411
ゴム製品	—	—	—
皮革	—	—	—
窯業・土石	5	103	240,191
鉄鋼	1	16	X
非鉄金属	—	—	—
金属製品	10	137	229,359
はん用機械	1	18	X
生産用機械	3	47	42,628
業務用機械	1	8	X
電子部品	3	80	316,021
電気機械	—	—	—
情報通信	—	—	—
輸送用機械	1	41	X
その他	4	43	12,370

注 1) 「X」は発表を差し控えたものを表す。

注 2) 「—」は該当数値が無いことを表す。

出典：「木津川市統計書（平成 23 年版）」（平成 24 年 1 月 木津川市）より作成

4) 商業

木津川市における事業所数及び従業者数等は、表3-1.12に示すとおりである。これによると平成21年における卸売業の事業所数は81店舗、従業者数は493人となっている。小売業の事業所数は446店舗、従業者数は4,221人となっている。

表 3-1.12 事業所数、従業者数、年間商品販売額

(各年 6月 1日現在、平成 11年は 7月 1日現在)

年次	合計			卸売業計			小売業計				
	事業所数 (店舗)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	事業所数 (店舗)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	事業所数 (店舗)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	売り場面積 (m ²)	
旧木津町	11	281	1,498	2,530,577	41	280	1,024,939	240	1,218	1,505,638	14,661
	14	239	1,892	3,145,189	31	175	844,999	208	1,717	2,300,190	23,998
	16	257	2,134	3,703,281	37	206	546,887	220	1,928	3,156,394	28,772
旧加茂町	11	155	657	723,498	5	38	75,562	150	619	647,936	7,259
	14	125	687	732,699	9	51	106,156	116	636	626,543	7,884
	16	125	672	742,082	11	50	107,610	114	622	634,472	7,458
旧山城镇	11	133	566	1,388,634	19	152	745,426	114	414	593,208	4,976
	14	119	549	1,246,976	20	147	819,377	99	402	427,599	6,043
	16	118	546	1,280,851	30	204	845,786	88	342	435,065	5,194
木津川市	11	569	2,721	4,592,709	65	470	1,845,297	504	2,251	2,746,782	26,896
	14	483	3,128	5,124,864	60	373	1,770,532	422	2,755	3,354,332	37,925
	16	500	3,352	5,726,214	78	460	1,500,532	422	2,892	4,225,931	41,424
	19	566	4,683	5,565,359	75	412	1,403,706	491	4,271	4,161,653	74,517
	21	527	4,714	—	81	493	—	446	4,221	—	—

注1) 木津川市の平成11~18年のデータは、3町合計値。

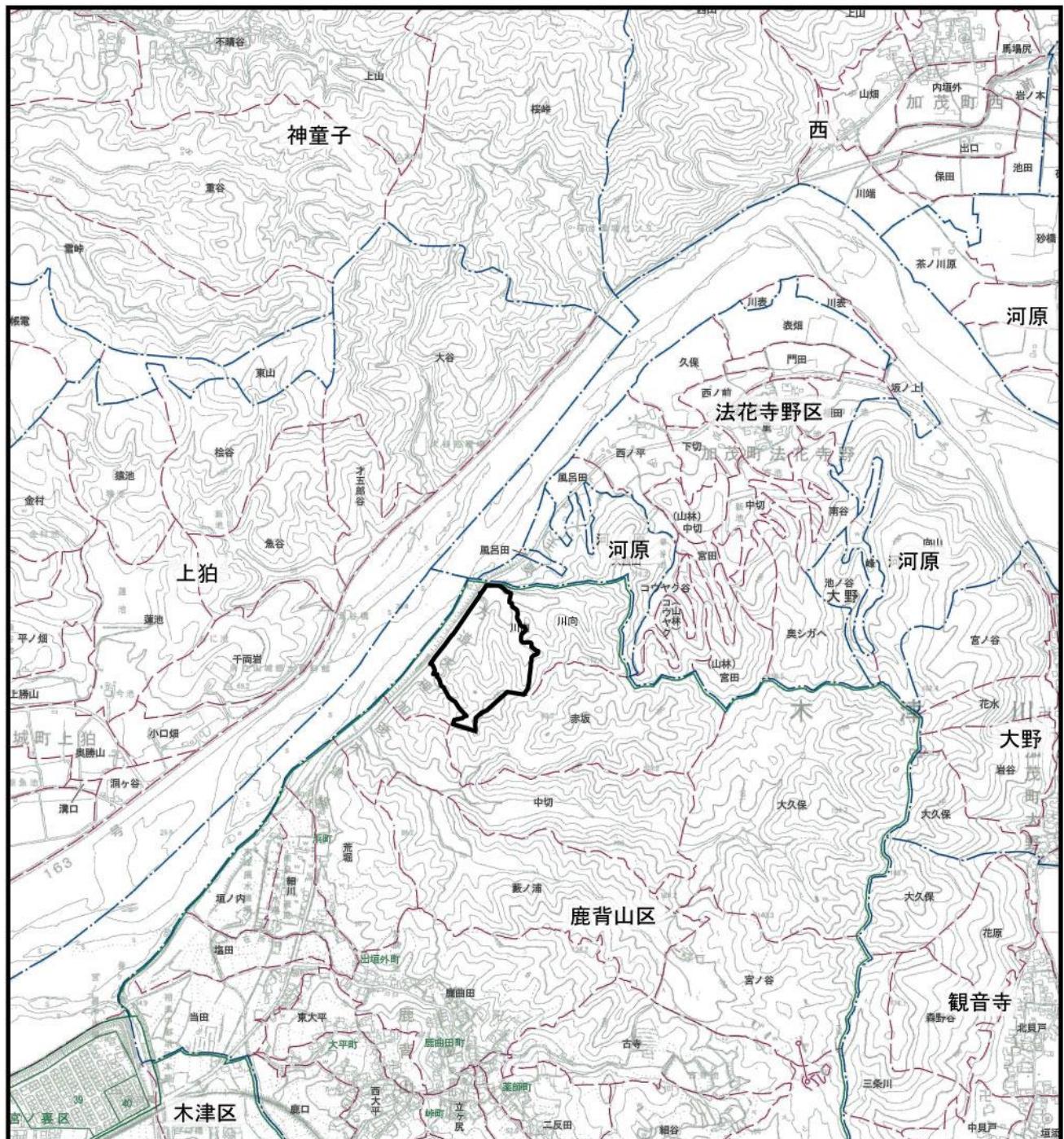
注2) 「-」は該当数値が無いことを表す。

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

3-1-2. 行政区の状況

事業計画地及びその周辺における行政区の状況は、図3-1.1に示すとおりである。

事業計画地の行政区は鹿背山区となっている。



凡例



事業計画地

-----	行政界
- - - - -	大字界等
- - - - -	小字界等
— — — — —	区界
— — — — —	町内会界
黒文字	大字・小字名等
緑文字	区・町内会名

出典：「木津川市字・町内会図」（木津川市）
より作成



1 : 15,000

図 3-1.1 事業計画地及びその周辺の行政区

3-1-3. 土地利用の状況

(1) 現況の土地利用

木津川市における土地利用の状況は表3-1.13に示すとおりである。

平成23年における木津川市の評価総地積は4,788.9haである。山林が1,734.6haであり、全体の36.2%を占めている。

表 3-1.13 土地利用の状況

(各年 1月 1日現在)

(単位 : ha)

平成(年)	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	評価 総地積
16	1,074.8	701.5	690.7	10.9	1,781.3	97.3	428.0	4,784.5
17	1,071.7	699.8	699.0	10.8	1,776.6	98.4	424.7	4,781.0
18	1,071.2	701.6	721.0	9.2	1,761.7	95.9	418.2	4,778.8
19	1,065.2	702.6	722.5	9.2	1,762.7	96.3	420.4	4,778.9
20	1,060.5	699.8	734.6	9.1	1,761.3	96.5	420.6	4,782.4
21	1,056.4	697.9	751.3	8.8	1,755.3	94.9	422.7	4,787.3
22	1,054.9	697.1	800.4	8.6	1,738.3	95.7	395.5	4,790.5
23	1,053.3	696.1	803.1	8.6	1,734.6	95.9	396.9	4,788.9

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

3-1-4. 交通の状況

(1) 道路

事業計画地周辺の主要道路は、主要地方道天理加茂木津線がある。事業計画地周辺の主要道路における道路交通量は表3-1.14に示すとおりである。また、調査地点は図3-1.2に示すとおりである。

表 3-1.14 事業計画地周辺の主要道路における道路交通量（平成 22 年度）

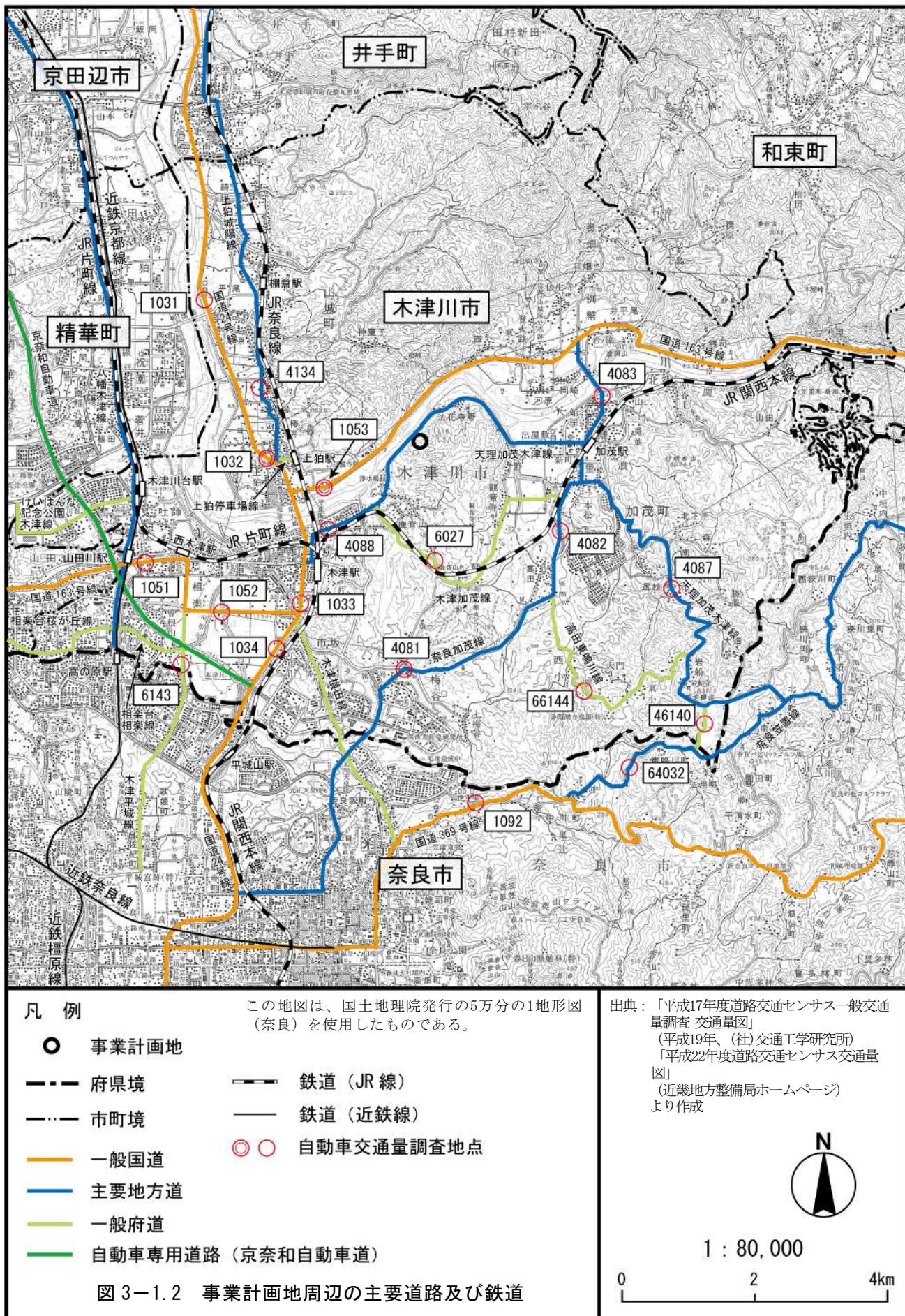
路線名	観測地点名	調査単位 区間番号	昼間 12 時間自動車類 交通量（台）			24 時間自動車類 交通量（台）		
			小型 車	大型 車	合計	小型 車	大型 車	合計
一般国道 24 号	相楽郡山城町平尾	1031	12,883	2,475	15,358	17,918	3,669	21,587
一般国道 24 号	相楽郡山城町上狛 字北的場	1032	11,118	3,045	14,163	15,452	5,368	20,820
一般国道 24 号	相楽郡木津町市坂 字川原田	1033	10,654	3,147	13,801	15,226	4,233	19,459
一般国道 24 号	相楽郡木津町市坂 字加茂田	1034	10,759	1,960	12,719	15,113	2,853	17,966
一般国道 163 号	相楽郡木津町木津 字小釜	1051	7,322	1,774	9,096	10,014	2,629	12,643
一般国道 163 号	相楽郡木津町木津 字八後	1052	7,201	1,700	8,901	9,835	2,537	12,372
一般国道 163 号	京都府木津川市山 城町上狛 4 丁目	1053	7,450	2,862	10,312	9,714	4,620	14,334
一般国道 369 号	奈良市川上町	1092	5,805	835	6,640	7,169	880	8,049
奈良笠置 線	奈良市中ノ川町	64032	1,834	266	2,100	2,355	354	2,709
奈良加茂 線	相楽郡木津町大字 梅谷小字荊谷	4081	9,048	480	9,528	11,725	588	12,313
奈良加茂 線	相楽郡加茂町大字 里小字薬井谷トビ チ	4082	1,906	51	1,957	2,383	142	2,525
奈良加茂 線	京都府木津川市加 茂町北船屋	4083	6,355	384	6,739	8,233	460	8,693
天理加茂 木津線	相楽郡加茂町大字 辻小字下垣	4087	352	36	388	449	52	501
天理加茂 木津線	京都府木津川市木 津宮ノ裏	4088	6,254	301	6,555	7,851	605	8,456
上狛城陽 線	京都府木津川市山 城町椿井北代	4134	3,209	182	3,391	4,035	339	4,374
木津加茂 線	相楽郡木津町大字 鹿背山小字大木谷	6027	207	8	215	259	18	277
木津平城 線	相楽郡木津町大字 相樂小字岸間堂	6143	5,771	183	5,954	7,336	202	7,538
高田東鳴 川線	相楽郡加茂町	46140	568	12	580	712	36	748
高田東鳴 川線	相楽郡加茂町大字 西小小字長尾	66144	397	65	462	512	84	596

注1) 調査時間 12 時間は 7 時～19 時、24 時間は 7 時～翌日 7 時

注2) 調査単位区間番号は平成 17 年度調査の番号である。

注3) 斜体の数値は推計値。また、斜体の地点名は 22 年度調査では記載がないため、参考として平成 17 年度調査地点名を記入。

出典：「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査箇所別基本表」（国土交通省道路局ホームページ）より作成



(2) 鉄道

木津川市内における鉄道は、近鉄京都線、JR片町線、JR奈良線、JR関西本線となっている。事業計画地周辺の駅は、木津駅、加茂駅等が存在する。

事業計画地周辺の駅の鉄道乗車人員は、表3-1.15に示すとおりである。中でも、近鉄高の原駅の一日平均は19,998人と最も多く、次いでJR木津駅が3,317人となっている。

表 3-1.15 事業計画地周辺の駅の鉄道乗車人員

(平成 22 年 12 月末時点)

(単位 : 人)

	JR				近鉄		
	上狛	木津	西木津	加茂	山田川	高の原	木津川台
一日平均	432	3,317	445	2,740	2,187	19,998	1,139

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

3-1-5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の状況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

事業計画地周辺における文教施設等環境保全上留意すべき施設の位置は図3-1.3に示すとおりである。

1) 保育園

木津川市の保育園の状況は表3-1.16に、位置は図3-1.3に示すとおりである。園数は14、園児総数は1,877人となっている。

表 3-1.16 木津川市の保育園の状況

(平成22年5月現在)

園数	保育士数 (人)	園児数(人)	
		総数	
14	361		1,877

注) 木津川市調べ。

2) 幼稚園

木津川市の幼稚園の状況は表3-1.17に、位置は図3-1.3に示すとおりである。園数は4、児童総数は653人となっている。

表 3-1.17 木津川市の幼稚園の状況

(平成22年5月1日現在)

年次	園数	教員数 (人)	児童数(人)		
			総数	男	女
平成22年	4	39	653	327	326

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

3) 学校

木津川市の学校の状況は表3-1.18に、位置は図3-1.3に示すとおりである。小学校の学校数は14、児童の総数は4,639人である。中学校の学校数は4、生徒の総数は1,744人である。高等学校の学校数は2、生徒数は1,905人となっている。

表 3-1.18 木津川市の学校の状況

(平成22年5月1日現在)

年次	項目	学校数	教員数 (人)	児童・生徒数(人)		
				総数	男	女
平成22年	小学校	14	313	4,639	2,378	2,261
	中学校	4	130	1,744	916	828
	高等学校	2	128	1,905	947	958

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成



4) 病院及び福祉施設

事業計画地周辺の病院及び福祉施設等の位置は図3-1.4に示すとおりである。

木津川市の病院の状況は表3-1.19に示すとおりで、平成21年の病院施設は1、病床数は321となっている。また、一般診療所の施設数は58、病床数は15となっている。歯科診療所数は24である。

福祉施設では、事業計画地の西約1.8kmにケアハウスなでしこ、特別養護老人ホーム山城ぬくもりの里が存在している。

表 3-1.19 木津川市の病院の状況

地域	年次	病院		一般診療所		歯科 診療所数
		施設数	病床数	施設数	病床数	
旧木津町	16	1	321	33	9	13
	17	1	321	33	15	14
	18	1	321	32	15	14
旧加茂町	16	—	—	11	—	5
	17	—	—	11	—	5
	18	—	—	11	—	5
旧山城町	16	—	—	4	—	2
	17	—	—	4	—	2
	18	—	—	4	—	2
木津川市	16	1	321	48	9	20
	17	1	321	48	15	21
	18	1	321	47	15	21
	19	1	321	55	15	21
	20	1	321	56	15	23
	21	1	321	58	15	24

注) 「—」は、計数の無いことを表す。

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

(2) 住宅の配置

事業計画地周辺には、鹿背山地区及び法花寺野地区の集落が存在する。



凡 例

- 事業計画地
- 府県境
- - - 市町境
- 病院、保健所、保健センター
- 福祉施設
- ◇ 文化施設

この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（奈良）を使用したものである。

出典:「木津川暮らしのガイドブック」(平成22年5月 木津川市)
高齢者のための府政ガイド
(京都府ホームページ)
より作成



1 : 80,000

0 2 4km

図 3-1.4 事業計画地周辺の病院及び福祉施設等

3-1-6. 水道の整備の状況

(1) 上水道及び簡易水道

木津川市における上水道及び簡易水道の給水状況は、表3-1.20に示すとおりであり、平成22年度の上水道の普及率はほぼ100%となっている。

表3-1.20 上水道及び簡易水道の給水状況（平成22年度）

	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	年間総配水量 (m ³)	普及率 (%)
上水道	68,874	24,957	8,132,000	—
簡易水道	1,818	682	290,000	—
合計	70,692	25,639	8,422,000	99.9

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

(2) 下水道

木津川市における下水道の整備状況は、表3-1.21に示すとおりである。

表3-1.21 下水道の整備状況（平成22年度）

年度	全体計画		施工済			
	排水面積 (ha)	計画処理人口 (人)	事業量		処理区域内人口 (人)	
			排水面積(ha)	管延長(km)		
平成22年	1,984	107,500	1,218	258.0 4.1 4.6	市管渠 木津上 木津川	61,314

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

3-1-7. 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

(1) 用途地域等の指定状況

木津川市における用途地域等の状況は、表3-1.22に示すとおりであり、事業計画地及びその周辺の用途地域等は図3-1.5に示すとおりである。

都市計画法に基づく用途地域に指定されている面積は1,758haとなっている。その中で、第1種低層住居専用地域が最も多く725.8ha、続いて、第1種住居地域の457.4haとなっている。

事業計画地は図3-1.6に示すとおり、関西文化学術研究都市木津北地区に位置しているが、国の閣議決定に基づき独立行政法人都市再生機構によるニュータウン事業中止が平成15年に決定された。木津川市では木津北地区の今後の土地利用方針を検討するための委員会を設置し、検討した結果、平成24年2月に事業計画地周辺については、環境調和型研究開発を図る区域として位置づけられた。

今後、この土地利用方針に基づき、学研建設計画における土地利用計画について、文化学術研究ゾーンへの変更手続きが進められており、都市計画の用途地域についても、準工業地域に変更することとしている。

表 3-1.22(1) 木津川市の用途地域等の状況

(平成22年度末現在)

区分		面積 (ha)	
都市計画区域	市街化区域	1,758	6,709
	市街化調整区域	4,951	
都市計画区域外		1,803	

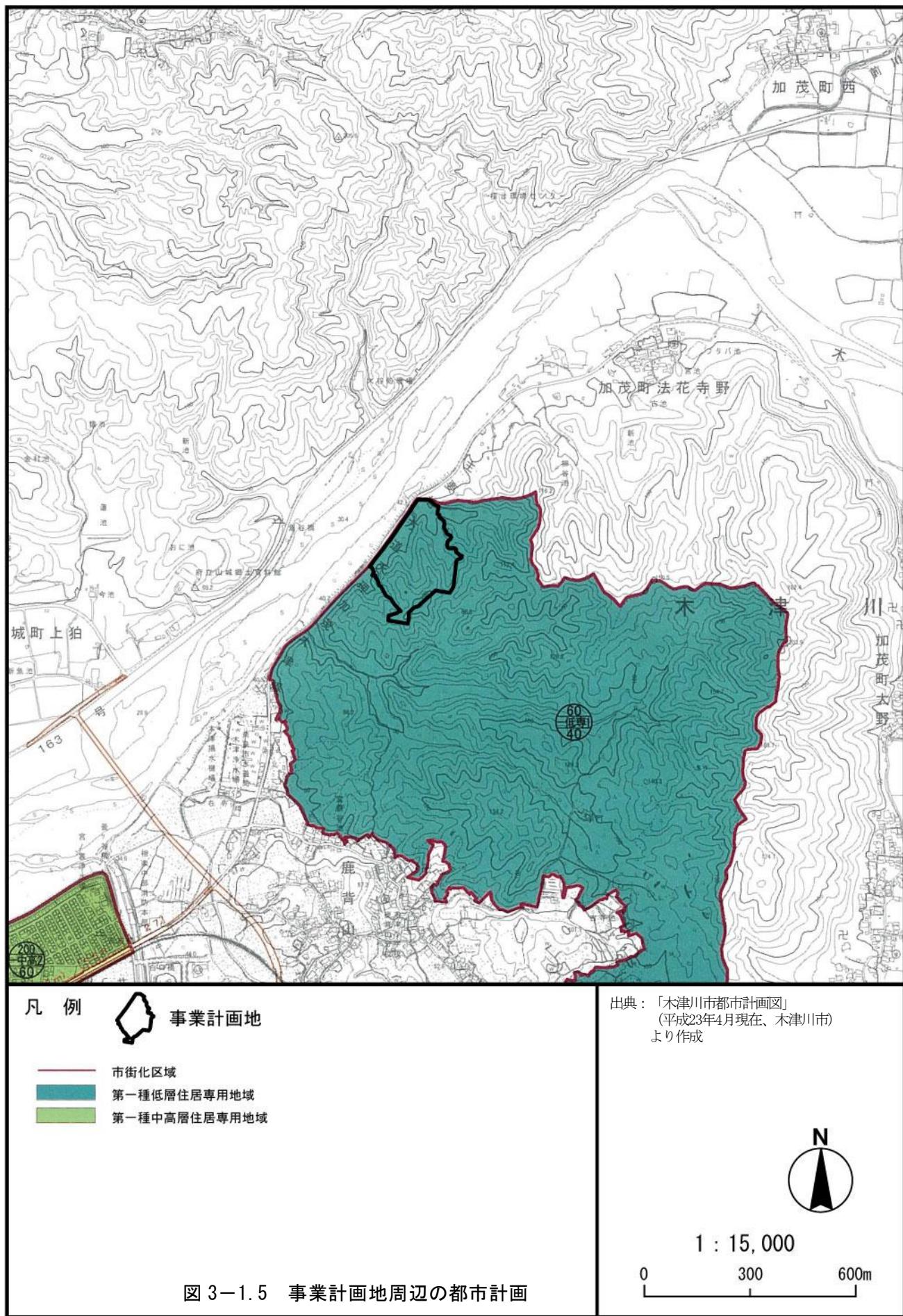
出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

表 3-1.22(2) 木津川市の用途地域等の状況

(平成22年度末現在) (単位: ha)

用途地域	第1種低層住居専用地域	725.8	1,758.1
	第2種低層住居専用地域	—	
	第1種中高層住居専用地域	111.6	
	第2種中高層住居専用地域	85.9	
	第1種住居地域	457.4	
	第2種住居地域	70.4	
	準住居地域	3.2	
	近隣商業地域	42.2	
	商業地域	31.0	
	準工業地域	230.6	
	工業地域	—	
	工業専用地域	—	
高度地区	第1種高度	725	1,714.7
	第2種高度	198	
	第3種高度	519	
	第4種高度	91	
	第5種高度	12.7	
	第6種高度	169	
防火地域		27.1	
準防火地域		46.8	
特別用途地区	研究開発地区	178.1	478.1
	特別工業地区	21	
	特定大規模小売店舗制限地区	279	

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成



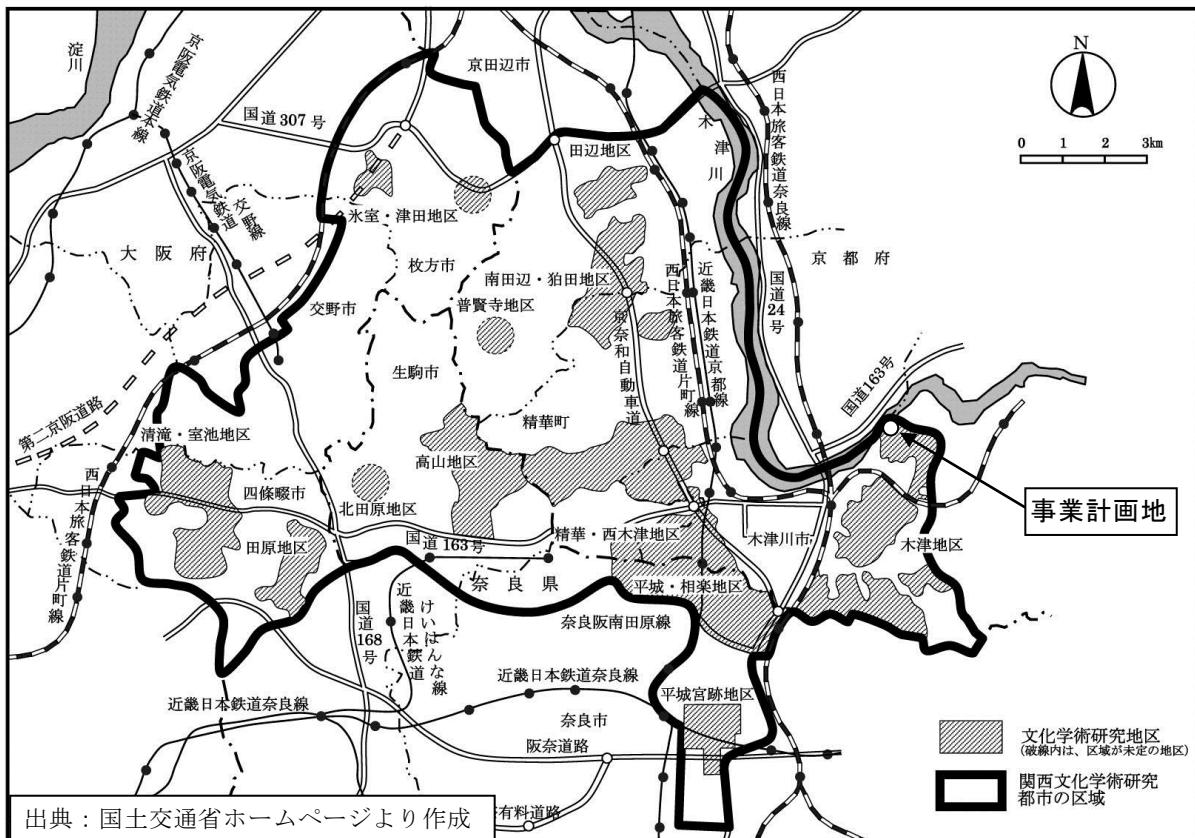


図 3-1.6(1) 関西文化学術研究都市位置図

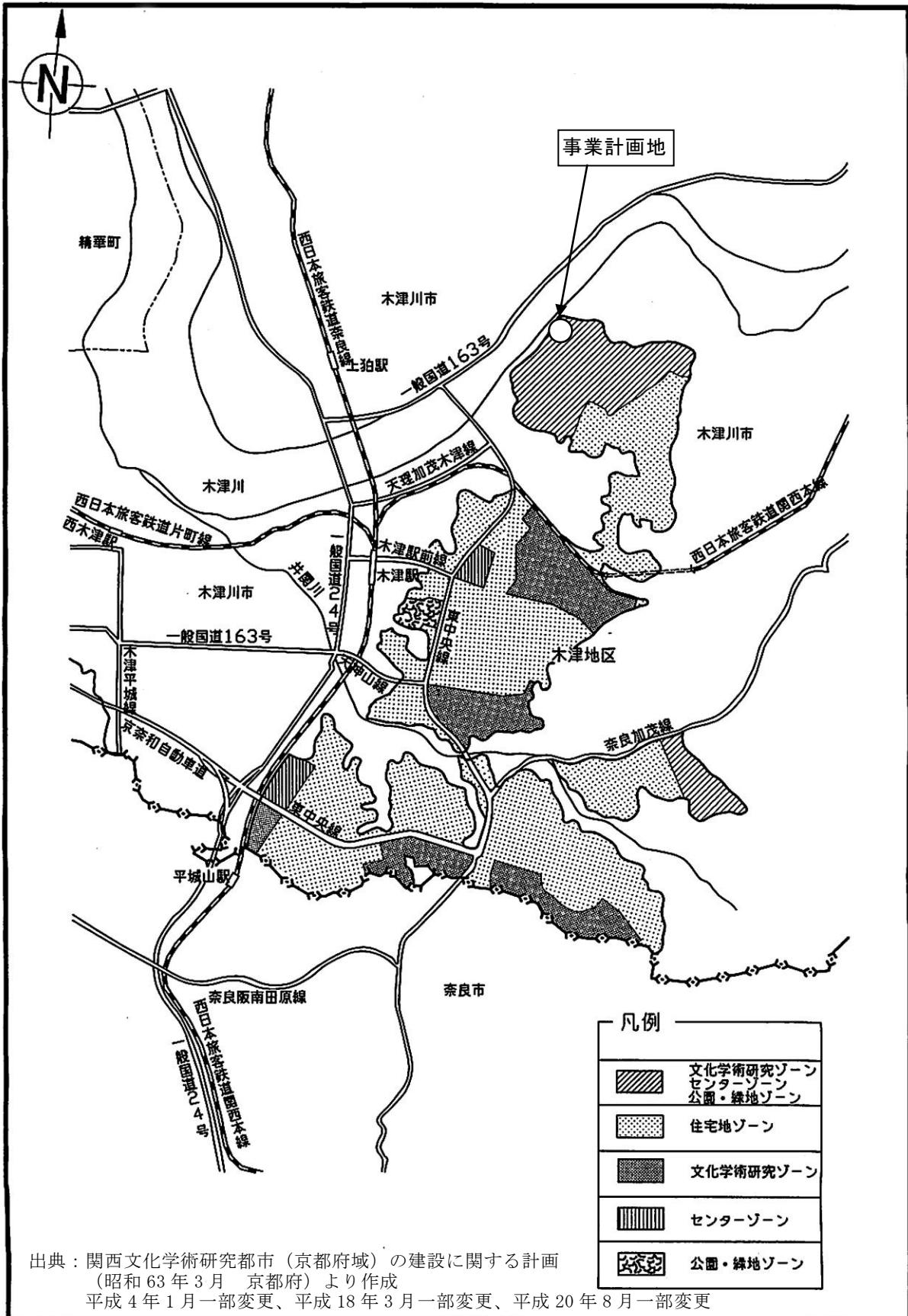
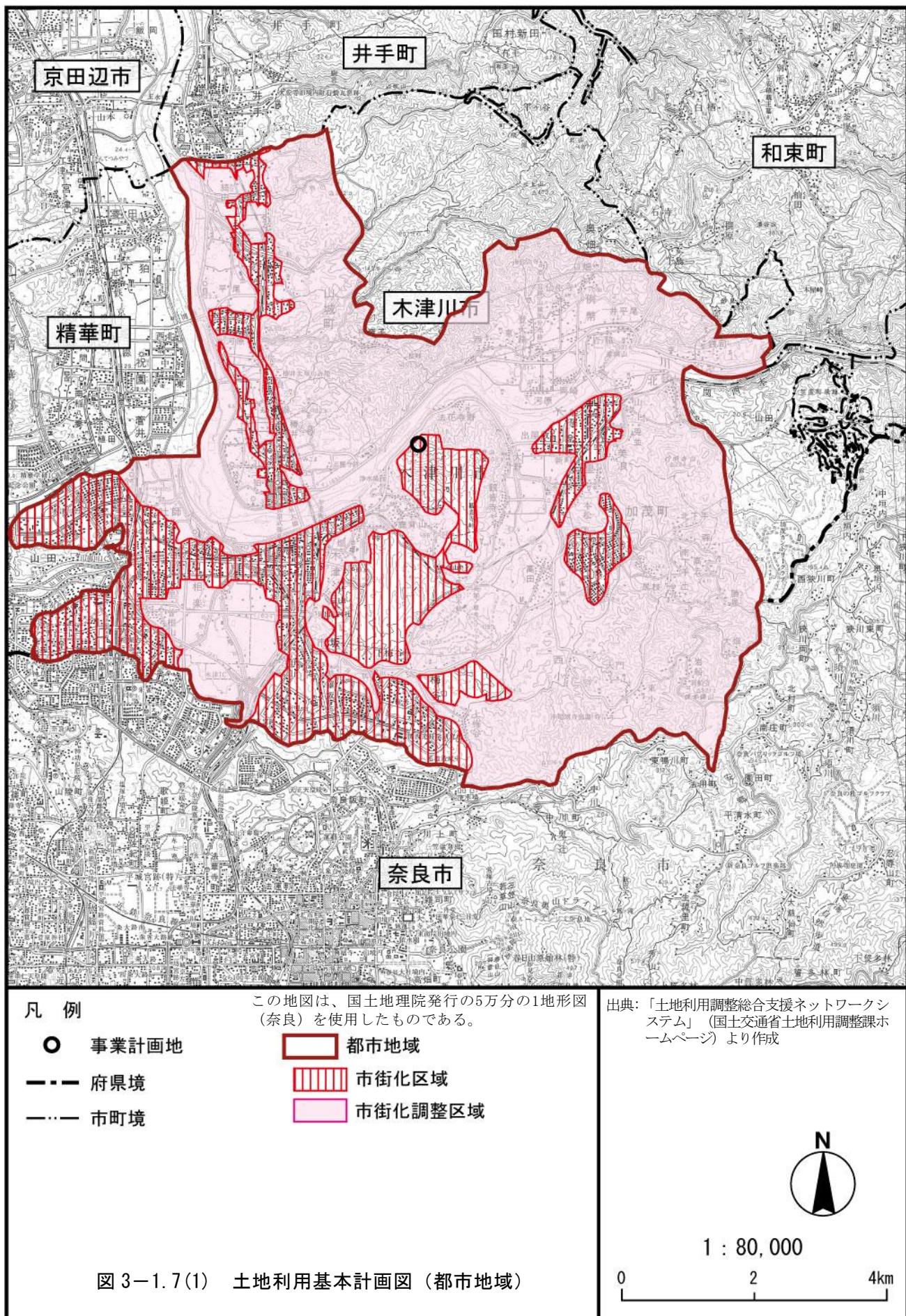


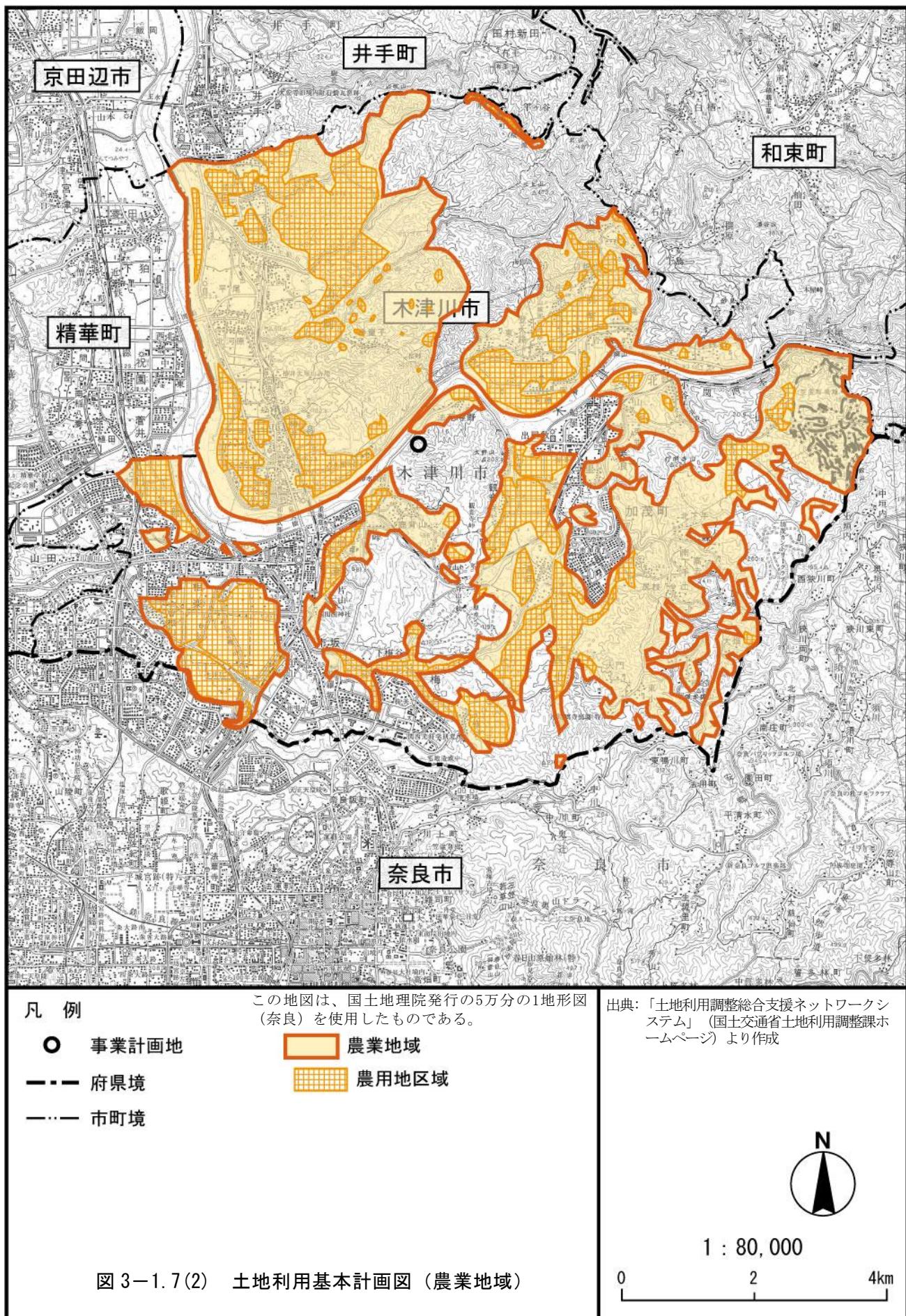
図 3-1.6(2) 関西文化学術研究都市の建設に関する計画での土地利用計画

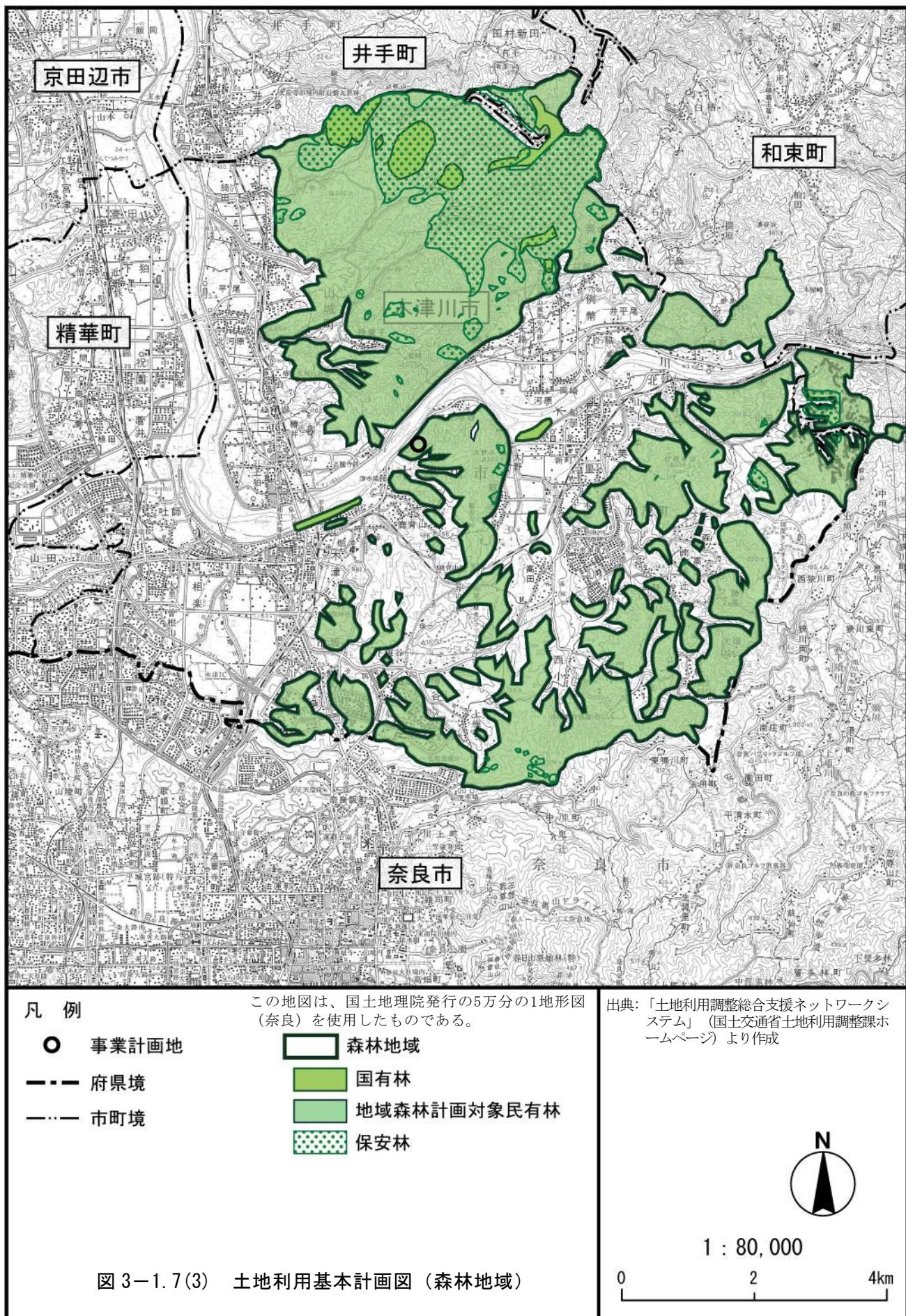
(2) 土地利用計画の状況

事業計画地及びその周辺における土地利用基本計画図は、図3-1.7に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺は市街化区域となっている。また、事業計画地及びその周辺は地域森林計画対象民有林となっている。







3-1-8. 環境保全を目的とする法令、条例又は行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象の係る規制の内容その他の状況

(1) 関係法令・条例等

事業計画地及びその周辺における、環境の保全を目的とする法令等に基づく地域・区域等の指定状況は、表3-1.23に示すとおりである。

表 3-1.23 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	指定の有無	
			事業 計画地	周辺
生活環境	大気汚染防止法	総量規制地域（硫黄酸化物）	×	×
	湖沼水質保全特別措置法	指定地域	×	×
	瀬戸内海環境保全特別措置法	関係府県の区域	○	○
自然環境	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	×
	森林法	保安林	×	○
	京都府環境を守り育てる条例	京都府自然環境保全地域、京都府歴史的自然環境保全地域	○	○
	京都府立自然公園条例	京都府立自然公園	×	×
土地利用	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	都市計画法	用途地域（風致地区）	×	×
文化財	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、重要有形民族文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区	×	○
	京都府文化財保護条例	京都府指定有形文化財、京都府指定有形民俗文化財、京都府指定史跡、京都府指定名勝、京都府指定天然記念物、文化財環境保全地区	×	○
	京都府登録文化財に関する規則	京都府登録有形文化財、京都府登録有形民俗文化財、京都府登録史跡、京都府登録名勝、京都府登録天然記念物	×	○
その他	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹、保存樹林	×	×
	生産緑地法	生産緑地	×	×
	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○
	工業用水法	地下水採取規制地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）	地下水採取規制地域	×	×

1) 瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全に関する特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としている。事業計画地及びその周辺を含む木津川市は、瀬戸内海の環境の保全に關係ある地域（関係府県の区域）として指定されている。

2) 森林法

「森林法」は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。事業計画地の東約1.5kmには御巣国有林があり、水害防備保安林に指定されている。

3) 京都府環境を守り育てる条例

「京都府環境を守り育てる条例」は、自然環境の保全と公害の防止に関する基本的政策、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、総合的な環境保全対策の推進を図り、府民の健康保護及び生活環境の保全を目的としている。

4) 文化財保護法

「文化財保護法」は、文化的所産で我が国にとって歴史的又は芸術上価値の高いもの等を文化財とし、これを保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資することを目的としている。事業計画地周辺では、建造物や美術工芸品等が国宝・重要無形文化財に指定されている。

5) 京都府文化財保護条例・京都府登録文化財に関する規則

「京都府文化財保護条例」及び「京都府登録文化財に関する規則」の目的は、文化財保護法とほぼ同様であり、事業計画地周辺では、市の西側を中心に遺跡や古墳、窯跡等が多く分布している。

6) 国土利用計画法

「国土利用計画法」は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めたものである。同法の目的は、「土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ること」である。事業計画地及びその周辺は都市地域に指定され、事業計画地は森林地域に指定されている。

(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)や、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)等の各法律及び「京都府環境を守り育てる条例」(平成7年京都府条例第33号)に基づく規制基準等がある。

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況は表3-1.24に示すとおりである。

表3-1.24 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令	規制基準等	適用の有無
大気汚染	環境基本法	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排出基準(ダイオキシン類)	○
	大気汚染防止法	総量規制基準(硫黄酸化物)	×
		排出基準(窒素酸化物、ばいじん、塩化水素)	○
	京都府環境を守り育てる条例	総量規制基準(硫黄酸化物、ばいじん)	×
		排出基準(敷地境界線、排出口)	×
騒音	環境基本法	環境基準	○
	騒音規制法	規制基準(特定工場等、特定建設作業)	○
		要請限度	○
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準(特定工場等)	○
振動	振動規制法	規制基準(特定工場等、特定建設作業)	○
		要請限度	○
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準(特定工場等)	○
悪臭	悪臭防止法	規制基準(敷地境界線、排出口、排出水)	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準(健康項目、生活環境項目)	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準(ダイオキシン類)	○
	水質汚濁防止法	排水基準(一律基準、総量規制)	○
		地下浸透基準	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設設置規制	○
	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	排水基準(上乗せ基準)	○
		下水道法	下水道排除基準
	京都府環境を守り育てる条例	排水基準	○
		地下浸透基準	○
土壤汚染	環境基本法	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○
	土壤汚染対策法	規制基準	○
その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	○
	京都府建築基準法施行条例	日影規制	○

次に、項目別に地域等の指定及び規制の状況を示す。

1) 大気環境

① 大気汚染

a. 環境基準等

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3-1.25に示すとおりである。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの9項目について環境基準が設定されている。さらに、平成21年9月9日に新たに設定された微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準も合わせて示した。また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）により、表3-1.26に示すとおりに定められている。これらの適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない」とされている。

環境中の有害大気汚染物質による、健康リスクの低減を図るための指針となる数値については、表3-1.27に示すとおりである。また、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（S51.8.13環境省通知）では、午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲とされている。

表 3-1.25(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
二酸化硫黄 (S48. 5. 16 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (S48. 5. 8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (S48. 5. 8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはβ線吸収法
二酸化窒素 (S53. 7. 11 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内、又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (S48. 5. 8 告示)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン (H9. 2. 4 告示)	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン (H9. 2. 4 告示)	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン (H9. 2. 4 告示)	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン (H13. 4. 20 告示)	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとなるよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p>	

表 3-1.25(2) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
微小粒子状物質 (H21. 9. 9告示)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	

表 3-1.26 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気 (H11.12.27告示)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

表 3-1.27 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために
指針となる数値

物質	基準値	根拠及び内容
アクリロニトリル	年平均値 2 μg/m ³ 以下	<根拠> ・アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4項目 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（中央環境審議会、平成15年7月31日答申）
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04 μg Hg/m ³ 以下	・クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3項目 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（中央環境審議会、平成18年11月8日答申）
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μg Ni/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値 18 μg/m ³ 以下	・ヒ素及び無機ヒ素化合物 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（中央環境審議会、平成22年10月15日答申）
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μg/m ³ 以下	
ヒ素及び 無機ヒ素化合物	年平均値 6 ng-As/m ³ 以下	<内容> 指針値は、健康リスク評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものである。

b. 規制基準等

「大気汚染防止法」に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められている。本事業では焼却施設（廃棄物焼却炉）がばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質のうち塩化水素及び窒素酸化物が規制項目となっている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、排出基準が定められている。

(a) ばい煙発生施設

ア. 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」における硫黄酸化物の排出基準は表3-1.28に示すとおりである。木津川市では排出基準（K値：17.5）による規制となっている。

表 3-1.28 硫黄酸化物の規制基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$ <p>q : 硫黄酸化物の量(m^3_N /時) K : 地域ごとに定められた値(17.5) He : 補正された排出口の高さ(m)</p>

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

イ. ばいじん

「大気汚染防止法」におけるばいじんの排出基準は表3-1.29に示すとおりである。対象事業計画施設（1炉あたり約1,960kg/時）は0.15g/ m^3_N (O_2 12%換算値) の排出基準が適用される。

表 3-1.29 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力(kg/時)	許容限度(g)
廃棄物焼却炉	火格子面積が $2m^2$ 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	2,000 未満	0.15

備考：

- この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中のばいじんの量とする
- ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ばいじんの量(g)
 O_n : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12%)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)
 C_s : JIS-Z-8808により測定されたばいじんの量(g)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

ウ. 有害物質

「大気汚染防止法」における窒素酸化物及び塩化水素の排出基準は表3-1.30に示すとおりである。窒素酸化物においては、廃棄物焼却炉（火格子面積が $2m^2$ 以上、又は焼却能力が $200kg/\text{時}$ 以上のもの（連続炉以外のものにあっては、排出ガス量が $4\text{万}m^3_N/\text{時}$ 以上のものに限る））に係る排出基準は 250ppm (O_2 12%換算値) となっている。また、廃棄物焼却炉に係るものとして、塩化水素については、排出基準 $700\text{mg}/m^3_N$ (O_2 12%換算値) となっている。

表 3-1.30(1) 有害物質（窒素酸化物）の排出基準

施設	規模	排出ガス量 ($\text{万}m^3_N/\text{時}$)	許容限度 (cm^3)
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却をおこなうもの（連続炉に限る。）	すべて	450	
廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物もしくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）	火格子面積 が $2m^2$ 以上 あるいは焼 却能力が $200kg/\text{時以上}$	4未満	700
上記以外の廃棄物焼 却炉	すべて		250
連続炉以外		4以上	

備考 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の窒素酸化物の量とする
 2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 窒素酸化物の量(cm^3)
 On : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12%)
 Os : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)
 Cs : JIS-K-0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量(cm^3)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

表 3-1.30(2) 有害物質（塩化水素）の排出基準

施設	規模	許容限度(mg)
廃棄物焼却炉	火格子面積が $2m^2$ 以上あるいは焼却能力が $200kg/\text{時}$ 以上	700
備考	1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の塩化水素の量とする 2 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする	

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

備考 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の塩化水素の量とする
 2 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 塩化水素の量(mg)
 On : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12%)
 Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)
 Cs : JIS-K-0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量(mg/m^3_N)

エ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」におけるダイオキシン類の排出基準は、表3-1.31に示すとおりである。対象事業計画施設（1炉あたり約1,960kg/時）は5ng-TEQ/m³_N (O₂12%換算値) の排出基準が適用される。

表3-1.31 ダイオキシン類の排出基準

施設	規模	焼却能力(kg/時)	許容限度(ng-TEQ/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m ² 以上又は焼却能力が50kg/時以上	2,000未満	5

備考：

1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする
 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする

$$C = \frac{O_n}{O_s} \times C_s$$

C : ダイオキシン類の量(ng-TEQ/m³_N)
 O_n : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉 12%)
 O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)
 C_s : 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量(ng-TEQ/m³_N)

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物処理施設の技術上の基準（以下、「構造基準」という。）及び一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（以下、「維持管理基準」という。）が定められており、焼却施設に該当するものの概要は表3-1.32に示すとおりである。

表 3-1.32 廃棄物焼却炉に係る構造基準・維持管理基準の概要

内容	
構造基準	外気と遮断された状態で、廃棄物を定量ずつ連続的に燃焼室に供給できる供給装置
	燃焼ガスが800°C以上の状態でごみを焼却できる燃焼室
	燃焼ガスが800°C以上の温度のままで燃焼室に2秒以上滞留できる燃焼室
	外気と遮断された燃焼室
	助燃設備（速やかに800°C以上にし、保つ機能を有する）を備えた燃焼室
	必要な空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するもの）を設けた燃焼室
	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200°C以下に冷却できる冷却設備
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置
	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（高度なばいじん除去機能を有するもの）
	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録する装置
	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備・貯留設備（ただし、溶融設備を用いて溶融する場合はこの限りではない。）
	ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備
	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合は、次の要件を備えていること。 ・ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にできる灰出し設備（溶融炉） ・溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等
維持管理基準	ピット・クーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合する。
	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。
	燃焼ガスの温度を800°C以上に保つ。
	焼却灰の熱しやすく減量が10%以下になるように焼却する。
	運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。
	運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くす。
	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。
	火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備える。
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を概ね200°C以下に冷却する。
	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。
	排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去する。
	排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるように燃焼する。
	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録する。
	排ガス中のダイオキシン類濃度が0.1ng-TEQ/m ³ 以下となるように焼却する。
	排ガス中のダイオキシン類濃度を年一回以上、測定・記録する。また、排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(SO _x , ばいじん, HC ₁ , NO _x)を六ヶ月に一回以上、測定・記録する。
	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること。
	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合は、灰出し設備（溶融炉）に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つ。

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

「京都府環境を守り育てる条例」では、「大気汚染防止法」上の対象施設や対象物質を拡大することにより、規制の強化が図られている。本事業に関しては、敷地境界線上及び排出口の規制基準が適用される。ただし、「大気汚染防止法」で有害物質として規制されている塩化水素については適用が除外されている。「京都府環境を守り育てる条例」に基づく有害物質の排出基準は表3-1.33に示すとおりである。

表 3-1.33 有害物質の排出基準

項目	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 0.2mg	亜鉛として 20 mg
アクリルアルデヒド	0.003cm ³	0.3 cm ³
アクリロニトリル	0.07 cm ³	7 cm ³
アンチモン及びその化合物	アンチモンとして 0.003 mg	アンチモンとして 0.3 mg
アンモニア	1 cm ³	100 cm ³
塩化水素	0.2 cm ³	本焼却施設は適用除外
塩化ビニル	0.1 cm ³	10 cm ³
塩素	0.03 cm ³	3 cm ³
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.002 mg	カドミウムとして 0.2 mg
キシレン	3 cm ³	300 cm ³
クロム及びその化合物	クロムとして 0.002 mg	クロムとして 0.2 mg
クロロホルム	0.3 cm ³	30 cm ³
シアノ化水素及びシアノ化合物	シアノ化物イオンとして 0.2 mg	シアノ化物イオンとして 20 mg
ジクロロメタン	2 cm ³	200 cm ³
臭素	0.003 cm ³	0.3 cm ³
水銀及びその化合物	水銀として 0.002 mg	水銀として 0.2 mg
すず及びその化合物	すずとして 0.07 mg	すずとして 7 mg
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	1 cm ³	100 cm ³
テトラクロロエチレン	2 cm ³	200 cm ³
銅及びその化合物	銅として 0.003 mg	銅として 0.3 mg
トリクロロエチレン	2 cm ³	200 cm ³
トルエン	2 cm ³	200 cm ³
鉛及びその化合物	鉛として 0.003 mg	鉛として 0.3 mg
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 0.03 mg	ニッケルとして 3 mg
二硫化炭素	0.3 cm ³	30 cm ³
砒素及びその化合物	砒素として 0.02 mg	砒素として 2 mg
フェノール	0.2 cm ³	20 cm ³
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗化物イオンとして 0.05 mg	弗化物イオンとして 5 mg
ベンゼン	0.3 cm ³	30 cm ³
ホスゲン	0.003 cm ³	0.3 cm ³
ホルムアルデヒド	0.02 cm ³	2 cm ³
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.01 mg	マンガンとして 1 mg
メタノール	7 cm ³	700 cm ³
メチルエチルケトン	3 cm ³	300 cm ³
硫化水素	0.3 cm ³	30 cm ³
硫酸	0.03 mg	3 mg

備考1 この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあっては標準状態に換算した大気1立方メートル中の有害物質の量、排出口基準にあっては標準状態に換算した排出ガス1立方メートル中の有害物質の量とする

2 敷地境界線上的測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上1.5メートルの高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

② 騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表3-1.34に示すとおり定められており、地域の類型、区分及び時間の区分毎に設定されている。また、騒音に係る環境基準の類型ごとにあてはめる地域の指定（昭和51年京都府公告第479号）については、表3-1.35のとおり京都府知事により指定されている。事業計画地は現在、第1種低層住居専用地域であるが、準工業地域への用途変更を行う予定であり、その場合はC類型の基準が適用される。なお、府道天理加茂木津線における工事用車両及びごみ収集車の走行に伴う騒音の環境基準については、幹線交通を担う道路の基準が適用される。

表 3-1.34(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

表 3-1.34(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住戸等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第 2 条第 9 項に規定する一般自動車道にあって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 3-1.35 騒音に係る環境基準の類型ごとにあてはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

b. 騒音に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「京都府環境を守り育てる条例」に基づき工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音の規制が行われている。

工場騒音の規制基準については表3-1.36、建設作業騒音の規制基準については表3-1.37に示すとおり定められている。なお、事業計画地は現在、第1種低層住居専用地域であるが、準工業地域への用途変更を行う予定であり、その場合は工場騒音で第3種区域の基準が適用され、建設作業騒音で第1号区域の基準が適用される。

自動車騒音については、「騒音規制法」により表3-1.38に示すとおり要請限度が定められている。この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なわれていると認められるときは、市町村長は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとることを要請し、または、道路管理者等には道路構造の改善等の意見を述べることができる。

表 3-1.36 工場・事業場騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時) 単位: dB	昼間 (8時～18時) 単位: dB	夕 (18時～22時) 単位: dB	夜間 (22時～翌6時) 単位: dB
第1種区域	40	45	40	40
第2種区域	45	50	45	40
第3種区域	55	65	55	50
第4種区域	60	70	60	55

備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 第1種区域：第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 第4種区域：工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

備考2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第2種区域にあっては、昼間及び朝・夕に限る。）

出典：指定された地域における規制基準（昭和45年京都府告示第250号）

騒音規制法に基づく地域の指定（平成12年京都府告示第500号）

表 3-1.37 特定建設作業に伴う騒音規制基準

区分	第1号区域	第2号区域
基準値		85dB 以下
作業時間	7時～19時 1日当たり10時間を超えないこと	6時～22時 1日当たり14時間を超えないこと
同一場所での作業時間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
特定建設作業の区分	1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く) 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用するものを除く) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) 6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業 7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業 8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業	
備考	1 第1号区域とは、規制区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用区域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く 3 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く	

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定
(昭和46年告示626号)

表 3-1.38 自動車騒音の要請限度

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		(6時～22時)	(22時～翌6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考 1 a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域とする。

- (1)a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- (2)b区域：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (3)c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

2 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

出典：騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
(平成12年総理府令第15号)

騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分
(平成12年京都府告示第171号)

③ 振動

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、工場振動、建設作業振動、道路交通振動の規制が行われている。

工場振動の規制基準については表3-1.39、建設作業振動の規制基準については表3-1.40に示すとおり定められている。事業計画地は現在、第1種低層住居専用地域であるが、準工業地域への用途変更を行う予定であり、その場合は工場振動で第2種区域の基準が適用され、建設作業振動で第1号区域の基準が適用される。

道路交通振動については、「振動規制法」により表3-1.41に示すとおり要請限度が定められている。この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なわれていると認められるときは、市町村長は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとることを要請し、または、道路管理者に対して道路補修等の措置をとることを要請することができる。

表 3-1.39 振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (8時～19時) 単位：dB	夜間 (19時～翌8時) 単位：dB
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

備考 1 第1種区域、第2種区域は、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）
2 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第1種区域にあっては、昼間に限る。）とする。

出典：振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（昭和53年京都府告示3号）

表 3-1.40 特定建設作業に伴う振動規制基準

区分	第1号区域	第2号区域
基準値	75dB 以下	
作業時間	7時～19時 1日当たり10時間を超えないこと	6時～22時 1日当たり14時間を超えないこと
同一場所での作業時間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
特定建設作業の区分	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 4. ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	
備考	1 第1号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち、特定工場の騒音の指定地域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう 2 第2号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう	

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）

振動規制法施行規則による区域の指定（昭和53年京都府告示第4号）

表 3-1.41 道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域		65dB	60dB
第2種区域		70dB	65dB

備考 1 第1種区域、第2種区域は、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

2 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第1種区域にあっては、昼間に限る。）とする。

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）

振動規制法施行規則による区域の区分及び時間の区分（昭和53年告示第5号）

④ 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等22物質、及び多種多様な悪臭物質に対応可能な人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数を規制している。規制地域及び規制基準は、都道府県知事（指定都市にあっては指定市の長）が指定することとなっている。

敷地境界における規制基準(22物質)については表3-1.42に、排出口における規制基準(13物質)は表3-1.43に、排出水中の濃度に係る規制基準(4物質)は表3-1.44に示すとおりである。なお、事業計画地は、農業振興地域ではなく、また森林地域ではあるが市街化区域であるため、A地域の規制基準が適用される。

表3-1.42 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界線）

物質名	許容限度(ppm)		物質名	許容限度(ppm)	
	A地域	B地域		A地域	B地域
アンモニア	1	5	イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.01	イソブタノール	0.9	20
硫化水素	0.02	0.2	酢酸エチル	3	20
硫化メチル	0.01	0.2	メチルイソブチルケトン	1	6
二硫化メチル	0.009	0.1	トルエン	10	60
トリメチルアミン	0.005	0.07	スチレン	0.4	2
アセトアルデヒド	0.05	0.5	キシレン	1	5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08	ノルマル酢酸	0.001	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05	イソ吉草酸	0.001	0.01

備考 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の地域をいう。

2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和51年京都府告示第20号）

表3-1.43 悪臭防止法に基づく規制基準（排出口）

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot C_m$$

ここで、 q : 流量 ($m^3_N/\text{時}$)

He : 補正された排出口の高さ (m)

C_m : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

規制対象物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
--------	--

表 3-1.44 悪臭防止法に基づく規制基準（排出水）

項目	事業場から敷地外に排出される 排出水の量	許容限度 (mg/L)	
		A 地域	B 地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	0.032	0.16
	0.001m ³ /秒を超える、0.1m ³ /秒以下の場合	0.0068	0.034
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.00142	0.071
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	0.112	1.12
	0.001m ³ /秒を超える、0.1m ³ /秒以下の場合	0.024	0.24
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.0052	0.052
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.32	6.4
	0.001m ³ /秒を超える、0.1m ³ /秒以下の場合	0.069	1.38
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.014	0.28
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.567	6.3
	0.001m ³ /秒を超える、0.1m ³ /秒以下の場合	0.126	1.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.0261	0.29

2) 水環境

① 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表3-1.45に示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域全域及び地下水に適用される。生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域が該当する水域類型ごとに適用されており、事業計画地周辺の木津川流域はA類型（生物B類型）となっている。

また、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により表3-1.46に示すとおり定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と同様の項目及び基準値が定められている。なお、ダイオキシン類についても同様に、公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準が地下水に適用されている。

表 3-1.45(1) 人の健康の保護に関する環境基準（河川）

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	2 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示第59号に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふつ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3-1.45(2) 人の健康の保護に関する環境基準（地下水）

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふつ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

表 3-1.45(3) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)
- 3 利用目的の適応性は以下の通りである
 - 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 水道1級 : ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 - 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 - 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L	0.001mg/L
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L	0.0006mg/L
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L	0.002mg/L
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L	0.002mg/L

備考：基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3-1.46 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	備 考
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下（年平均値）	基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

② 排出規制

工場から公共用水域に排出される排水は、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第130号)により排水規制を行っており、「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例」に基づき上乗せ基準が設けられている。これらの法律等による排水基準は、表3-1.47に示すとおりである。なお、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、表3-1.48に示すとおり定められている。

表 3-1.47(1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

有害物質の種類	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	0.05 mg/L	0.05 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/L	0.5 mg/L	0.5 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.25 mg/L	0.25 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	—	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L	—	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	—	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	—	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	—	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	—	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L	—	0.2 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	—	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L	—	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	—	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	—	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	—	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	—	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	—	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	—	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L (海域以外)	—	10 mg/L (海域以外)
ふつ素及びその化合物	8 mg/L (海域以外)	—	8 mg/L (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	100 mg/L*	—	100 mg/L*
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L	—	—

備考 : *アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第35号）

表 3-1.47(2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6(海域以外)	—	5.8~8.6(海域以外)
BOD(生物化学的酸素要求量)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
COD(化学的酸素要求量)	160mg/L (日間平均 120mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)	25mg/L (日間平均 20mg/L)
SS(浮遊物質量)	200mg/L (日間平均 150mg/L)	90mg/L (日間平均 70mg/L)	90mg/L (日間平均 70mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L	—	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L	20mg/L	20mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	—	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	—	5mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	—	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	—	2mg/L
ニッケル含有量	—	—	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	—	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)	—	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)	—	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考 1 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例 33 号）

京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 35 号）

表 3-1.48 ダイオキシンに係る排出基準

項目	排出基準
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

3) 土壌環境

① 環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表3-1.49に示すとおり定められている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、表3-1.50に示すとおり定められている。

表 3-1.49 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全ジアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)においては、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

備考1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

2 「検液中に検出されないこと」とは、各測定物質に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示46号）

表 3-1.50 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

項目	基 準 値	備 考
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 ・土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合は簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合は）、には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

② 規制基準等

「土壤汚染対策法」（平成14年法律53号）においては、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。法の対象となる物質（特定有害物質）は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質が指定されている。土壤汚染状況調査については、汚染の可能性のある土地について、一定の契機をとらえて調査を行うこととしており、「①使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地」、「②土壤汚染の恐れがある一定規模（3,000m²）以上の土地で形質変更が行われる場合」、「③土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地」が調査対象とされている。

(3) 環境保全に関する計画等

1) 新京都府環境基本計画

「新京都府環境基本計画」は、京都議定書誕生の地・京都の使命と役割を踏まえ、長期的な視点から京都府が目指す環境像・社会像を明らかにするとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すために、新たな計画として平成22年10月に策定された。新京都府環境基本計画の概要は表3-1.51に示すとおりである。

表 3-1.51 新京都府環境基本計画の概要

項目	概要
計画の期間	21世紀半ば（2050年頃）の京都府が目指す環境像や社会像を展望しながら、概ね2020年を目途として取り組んでいく施策の目標と施策展開の方向を明らかにする。
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして、京都の知恵と文化を活かし、自然と共生する美しい都市（まち）と美しい地域（むら）を創る。
京都府が目指す環境像・社会像	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガスの排出量が80%削減された「低炭素社会」の実現・低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展・京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の発展・自然や文化と調和し共生する地域社会の実現・安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現
施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none">・持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進・限りある資源を大切にする循環型社会づくりの推進・府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

2) 京都府地球温暖化対策推進計画

京都府では、「京都府地球温暖化対策条例」（平成18年4月）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「京都府地球温暖化対策推進計画」を平成18年10月に策定している。これらの対策の進捗を踏まえつつ、平成22年10月には同条例の改正が行われ、平成23年度以降の温室効果ガス発生量について、中期的な目標として平成42年度までに平成2年度と比べて40%を削減すること、さらにこの目標を着実に達成するために、平成32年度までに平成2年度と比べて25%を削減することを新たな目標として設定され、平成23年4月に施行されている。これに伴い「京都府地球温暖化対策推進計画」も平成23年7月に改定されている。

京都府地球温暖化対策推進計画の概要は表3-1.52に示すとおりである。

表 3-1.52 京都府地球温暖化対策推進計画の概要

項目	概要
趣旨	京都府地球温暖化対策推進計画の新計画として、改正条例に基づく温室効果ガスの削減目標を達成するための方策を明らかにするために策定
目標	<p>地球温暖化対策は、単に温室効果ガスの排出削減を目的とするものではなく、限りある資源を大量に消費しながら物質的な豊かさを追い求めてきた社会から、地域の自然や文化を基軸として生活の質や心の豊かさを大切にする社会への転換を目指していくための取組である。</p> <p>この考え方を基本としながら、京都府地球温暖化対策条例の当面の目標である『平成32年度までに府内における1年間の温室効果ガス排出量を平成2年度と比べて25%削減すること』を計画の目標とする。</p>
重点対策	<ul style="list-style-type: none"> ・京都の知恵と文化を暮らしに活かす ・再生可能エネルギーを最大限に活用 ・環境産業の発展 ・自立した持続可能な地域を創出 ・森林を守り育てる

3) 京都府循環型社会形成計画（第2期）

「京都府循環型社会形成計画（第2期）」は平成24年3月に策定された。本計画は、京都府が推進する地球温暖化や自然環境の保全などの持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにするため策定された。

京都府循環型社会形成計画（第2期）の概要は表3-1.53に示すとおりである。

表 3-1.53 京都府循環型社会形成計画（第2期）の概要

項目	概要
計画策定の目的	これまでの取組成果や前計画での目標達成状況を踏まえ、京都府が推進する地温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。
計画期間	平成23年度から平成32年度（中間年度の平成27年度に見直しを行う）
計画の位置付け	「循環型社会形成推進基本法」に基づく計画であるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置づける。
基本方針	<p>3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を促進し、環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動を実現するとともに、各主体による3Rへの協働取組を拡大・活発化し、やむを得ず発生する廃棄物については、できる限り資源化する仕組みを作る。</p> <p>また、廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくりを推進するとともに、不法投棄を撲滅する。</p>

4) 京都地域公害防止計画

「京都地域公害防止計画」は、環境基本法第17条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として知事が策定する計画である。京都府では、昭和47年度に最初の計画を策定以来、計画に基づく施策の成果を評価しながら、概ね5年を1期として見直しを重ねてきており、今期の計画期間は、平成23年度から32年度の10年間である。新しい「京都地域公害防止計画」は平成24年3月に策定された。

なお、事業計画地のある木津川市は計画対象地域ではない。

5) 第1次木津川市総合計画

「第1次木津川市総合計画」は、地方自治法第2条第4項に基づき、木津川市のまちづくりにかかるすべての計画の基本となる計画で、行財政運営において、最も上位に位置づけられる計画である。木津川市の将来像を定めるとともに、それを実現するためのまちづくりの基本方針や具体的な施策、特に重点的に取り組む重点戦略等を示している。総合計画は、①基本構想、②基本計画、③実施計画の三部構成となっており、計画期間は平成21～30年度となっている。

また、総合計画は「①量から質の向上を目指す計画、②ともにまちづくりを進める協働を推進するための計画、③持続的発展ができるまちづくりをめざす計画、④施策の選択と集中が明確となる計画、⑤市民に分かりやすい計画」以上5つの視点により策定されている。

6) 京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）

「京都府環境影響評価条例」は、環境影響評価及び事業実施以降に行われる事後調査が、適切かつ円滑に行われるための手続きについて定めており、平成11年6月に施行された。

同条例の中で、知事は技術指針を定めるものとすることが記載されている。技術指針には、以下の事項に関する指針を定めるものとされている。

①環境影響評価の項目及び調査等の手法、②環境の保全及び創造のための措置、③事後調査の項目及び手法、④方法書、準備書及び評価書の作成方法、⑤前各号に掲げるものの他、規則で定める事項。

7) 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）

「京都府環境を守り育てる条例」は、人と自然が共存することのできる歴史と文化の香り高い健全で恵み豊かな環境を保全し、快適で住みよい環境を創造していくことにより、現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、その総意として制定されたものである。

8) 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年京都府条例第51号）

府内に生息・生育する野生生物が、府民の豊かな生活に欠かすことのできないものあることに鑑み、府、府民等が協働して絶滅のおそれのある野生生物の保全を図り、生物の多様性が保持された良好な自然環境を確保し、これを府民共有の財産として次代に継承するため、この条例が制定された。

9) 木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進により、廃棄物の減量・適切な分別等処理をし、並びに生活環境の清潔保持時間を図るために必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な都市環境の形成に寄与することを目的として策定された。

同条例では、市民、事業者及び市の責務、並びに廃棄物の減量について記載されている。

10) 木津川市環境基本条例

「木津川市環境基本条例」は、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定め、総合的かつ計画的に推進するために制定された。同条例では、現在及び次世代の住民が安全で健康かつ快適な環境を享受すると共に、将来にわたって引き継がれるよう推進されなければならないという基本理念が定められている。

同条例に基づき、市長には環境基本計画を策定することが義務付けられている。同計画は以下の事項について定めるものとしている。

①環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱、②前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項。

(4) その他の関係法令

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）

「廃棄物処理法」は、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

「廃棄物処理法」において「廃棄物」とは、占有者の意志、排出の実態等から総合的に判断して排出者が不要としたものと観念できるものであって、気体状のものを除く固形状から液状に至る全てのもの（ただし、放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の全ての廃棄物をいい、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物をいう。また、平成3年の法改正により、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する（爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有する）廃棄物について、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として、特別の規制を行うこととなっている。

2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）

「建設リサイクル法」では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務づけている。

なお、分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、①建築物の解体工事では床面積80m²以上、②建築物の新築又は増築の工事では床面積500m²以上、③建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上、④建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上と定められている。

この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するため、主務大臣が基本方針を定めることが「建設リサイクル法」に規定されており、基本方針では、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっての基本理念、関係者の役割、基本的方向などを定めるとともに、特定建設資材廃棄物の平成22年度の再資源化等率を95%とするなどの目標が掲げられている。

3) 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 21 年京都府条例第 12 号)

府内各地で行われている宅地の造成や砂利採取地の埋戻しなどに伴う土砂等による土地の埋立て等について、不適正な埋立て等を防止するため、この条例が制定された。

4) 京都府景観条例（平成 19 年京都府条例第 15 号）

「良好な景観は国民共通の資産」との「景観法」の基本理念に基づき、良好な景観の形成についての基本理念を定め、「景観法」に基づく施策と共に、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することで、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって府民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与するため、この条例が制定された。

3-2. 生活環境の状況

3-2-1. 大気質に係る環境の状況

事業計画地周辺の大気常時測定局における大気質の測定結果を収集・整理することにより、大気汚染の現況、経年変化及び環境基準の達成状況について調査した。

調査対象とする測定局は、事業計画地周辺の一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）3局とした。各測定局の位置は図3-2.1に、測定項目等の概要是表3-2.1に示すとおりである。

表 3-2.1 調査対象測定局の概要

測定局名	所在地	用途地域	測定項目						
			二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化窒素	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類
一般局	木津	木津川市木津上戸 木津総合庁舎	未	○	○	○	○	○	— ○
	精華	精華町下狛河原田 精北小学校	未	—	○	○	○	○	○ ○
	朱雀	奈良市朱雀六丁目 朱雀小学校	住	△	○	○	○	—	— —

注1) 「○」は測定を実施している項目、「△」は平成19年度以降、測定を実施していない項目、「—」は測定を実施していない項目を示す。

注2) 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条に定める地域の用途区分を示す。

住：住居専用地域、住居地域及び準住居地域

未：用途地域未指定（市街化調整区域）

出典：「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）

「平成22年度環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）より作成



(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の年平均濃度の経年変化は、表3-2.2及び図3-2.2に示すとおりであり、木津測定局では平成18～22年度は横ばいの傾向にある。

二酸化硫黄の平成22年度における年間測定の結果は、表3-2.3に示すとおりであり、木津測定局では長期的評価及び短期的評価による環境基準に適合している。

表3-2.2 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

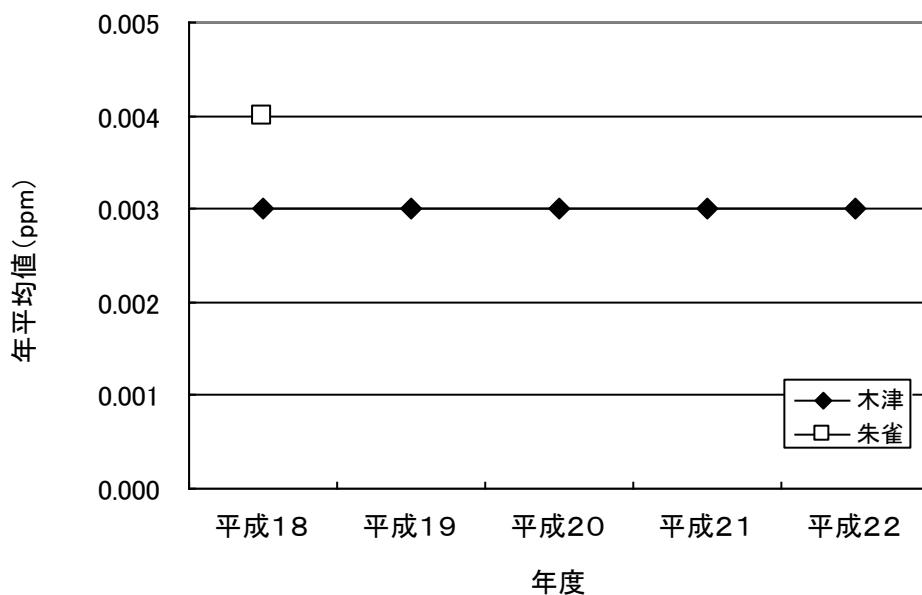
(単位: ppm)

年度		平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22
測定局	木津	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	朱雀	0.004	—	—	—	—

注) 「—」は測定を実施していない

出典: 「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）

「平成22年度環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）より作成



出典: 「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）

「平成22年度環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）より作成

図3-2.2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

表 3-2.3 二酸化硫黄の年間測定結果（平成 22 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		短期的評価による環境基準の適否	日平均値の 2%除外値	環境基準の日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数	長期的評価による環境基準の適否
					日	時間	ppm	ppm				日	適○否×
一般局 木津	365	8747	0.003	0.013	0	0.0	0	0.0	○	0.006	○	0	○

注 1) 「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した延べ日数のうち 2% 除外該当日に入っている日数分については除外しない。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」の適合は、長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数が 0 であること。

注 3) 「短期的評価による環境基準の適否」の適合は、1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数が 0 であること及び日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 0 であること。

出典：「京都府環境白書（平成 23 年度）」（京都府ホームページ）より作成

(2) 二酸化窒素 (NO_2)

二酸化窒素の年平均濃度の経年変化は、表3-2.4及び図3-2.3に示すとおりであり、平成18年度以降、各測定局とも遞減傾向にある。

二酸化窒素の平成22年度における年間測定の結果は、表3-2.5に示すとおりであり、木津・精華・朱雀測定局とも98%値評価による環境基準に適合している。

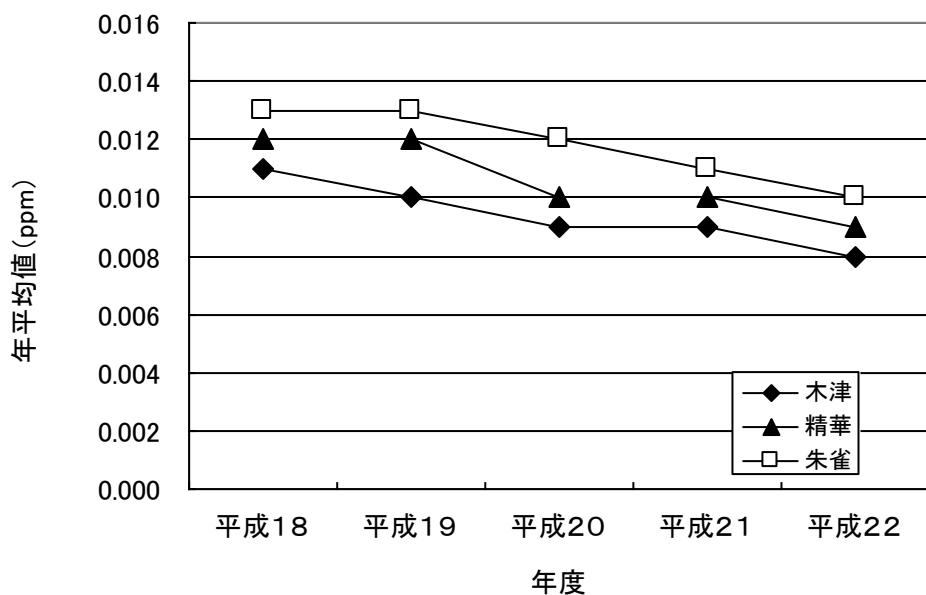
表3-2.4 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

(単位: ppm)

年度 測定局		平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22
	木津	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008
一般局	精華	0.012	0.012	0.010	0.010	0.009
	朱雀	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010

出典：「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）

「平成22年度環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）より作成



出典：「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）

「平成22年度環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）より作成

図3-2.3 二酸化窒素の年平均値の経年変化

表 3-2.5 二酸化窒素の年間測定結果（平成 22 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.10ppm 以上 0.20ppm 以下の時間数とその割合		1 時間値が 0.20ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の適否	
					日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	
一般局 木津	365	8736	0.008	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	○
一般局 精華	361	8656	0.009	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	○
一般局 朱雀	361	8698	0.010	0.061	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○

注 1) 「98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98% の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えた日数である。

注 2) 「環境基準の適否」の適合は、98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 0 であること。

出典：「京都府環境白書（平成 23 年度版）」（京都府ホームページ）

「平成 22 年度環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）より作成

(3) 一酸化窒素 (NO) 及び窒素酸化物 (NOx)

一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果は、表 3-2.6 に示すとおりである。

表 3-2.6 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果（平成 22 年度）

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO ₂)				
			年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	年平均値の NO ₂ / (NO+NO ₂)	
日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
一般局 木津	365	8736	0.003	0.061	0.008	0.011	0.093	0.027		76.3
一般局 精華	361	8656	0.002	0.044	0.008	0.012	0.074	0.028		81.6
一般局 朱雀	361	8698	0.004	0.080	0.015	0.014	0.111	0.040		70.4

出典：「京都府環境白書（平成 23 年度版）」（京都府ホームページ）

「平成 22 年度環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）より作成

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の年平均濃度の経年変化は、表3-2.7及び図3-2.4に示すとおりであり、平成18～22年度は、各測定局ともに概ね減少あるいは横ばいの傾向にある。

浮遊粒子状物質の平成22年度における年間測定の結果は、表3-2.8に示すとおりであり、木津・精華・朱雀測定局とも長期的評価及び短期的評価による環境基準に適合している。

表3-2.7 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

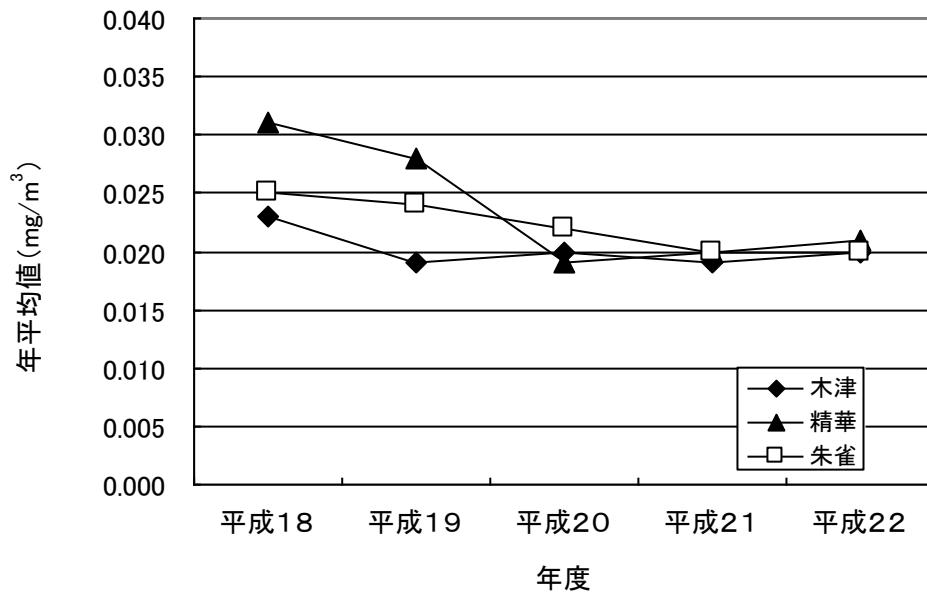
(単位: mg/m³)

測定局	年度	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22
		木津	0.023	0.019	0.020	0.019
一般局	精華	0.031	0.028	(0.019)	0.020	0.021
	朱雀	0.025	0.024	0.022	0.020	0.020

注) 平成20年度精華局は、測定器故障のため有効測定局ではなく、参考値。

出典: 「京都府環境白書(平成23年度版)」(京都府ホームページ)より作成

「平成22年度環境調査報告書(大気編)」(奈良県ホームページ)より作成



出典: 「京都府環境白書(平成23年度版)」(京都府ホームページ)

「平成22年度環境調査報告書(大気編)」(奈良県ホームページ)より作成

図3-2.4 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

表 3-2.8 浮遊粒子状物質の年間測定結果（平成 22 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	短期的評価による環境基準の適否	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	長期的評価による環境基準の適否		
日	時間	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	適○否×	mg/m ³	有×無○	日	適○否×	
一般局 木津	362	8702	0.020	0.135	0	0.0	0	0.0	○	0.055	○	0	○
一般局 精華	359	8639	0.021	0.151	0	0.0	0	0.0	○	0.064	○	0	○
一般局 朱雀	355	8579	0.020	0.107	0	0.0	0	0.0	○	0.053	○	0	○

注 1) 「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10mg/m³ を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続した延べ日数のうち 2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

注 2) 「長期的評価による環境基準の適否」の適合は、長期的評価による日平均値 0.10mg/m³ を超えた日数が 0 であること。

注 3) 「短期的評価による環境基準の適否」の適合は、1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数が 0 であること及び日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数が 0 であること。

出典：「京都府環境白書（平成 23 年度版）」（京都府ホームページ）
 「平成 22 年度環境調査報告書（大気編）」（奈良県ホームページ）より作成

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの年平均濃度（昼間の日最高1時間値の年平均値）の経年変化は、表3-2.9及び図3-2.5に示すとおりであり、平成19年度以降、概ね減少あるいは横ばい傾向にある。

光化学オキシダントの平成22年度における年間測定の結果は、表3-2.10に示すとおりであり、木津・精華測定局とも環境基準に適合していない。

表3-2.9 光化学オキシダントの経年変化（昼間の日最高1時間値の年平均値）

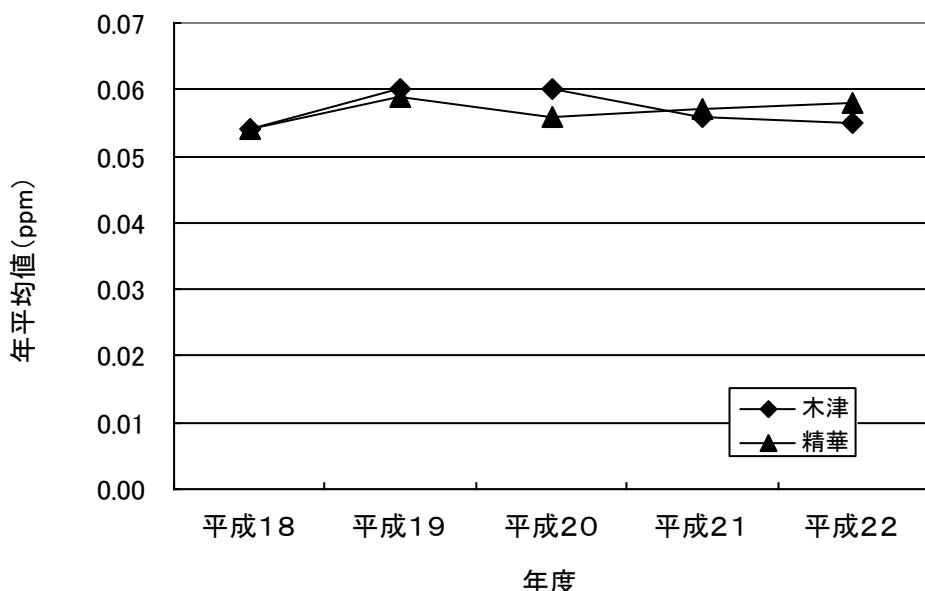
(単位: ppm)

年度		平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
測定局	年度	木津	精華	木津	精華	木津
一般局	木津	0.054	0.060	0.060	0.056	0.055
	精華	0.054	0.059	0.056	0.057	0.058

注1) 昼間とは、5~20時の時間帯を表す。

注2) 昼間の1時間値は6~20時の測定値を表す。

出典：「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）より作成



出典：「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）より作成

図3-2.5 昼間における光化学オキシダントの年平均値の経年変化

表 3-2.10 昼間における光化学オキシダントの年間測定結果（平成 22 年度）

測定局	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値 が 0.06ppm を超 えた日数と時間 数	昼間の 1 時間値 が 0.12ppm を超 えた日数と時間 数	昼間の 1 時 間値の最高 値	昼間の日最高 1 時間値の年 平均値	環境基準の 適否		
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	適○否×
一般局 木津	365	5388	0.036	110	647	4	7	0.135	0.055	×
一般局 精華	365	5384	0.037	129	769	11	23	0.146	0.058	×

注1) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯を表す。

注2) 昼間の 1 時間値は 6~20 時の測定値を表す。

注3) 「環境基準の適否」の適合は、1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 0 であること。

出典：「京都府環境白書（平成 23 年度版）」（京都府ホームページ）より作成

(6) ダイオキシン類

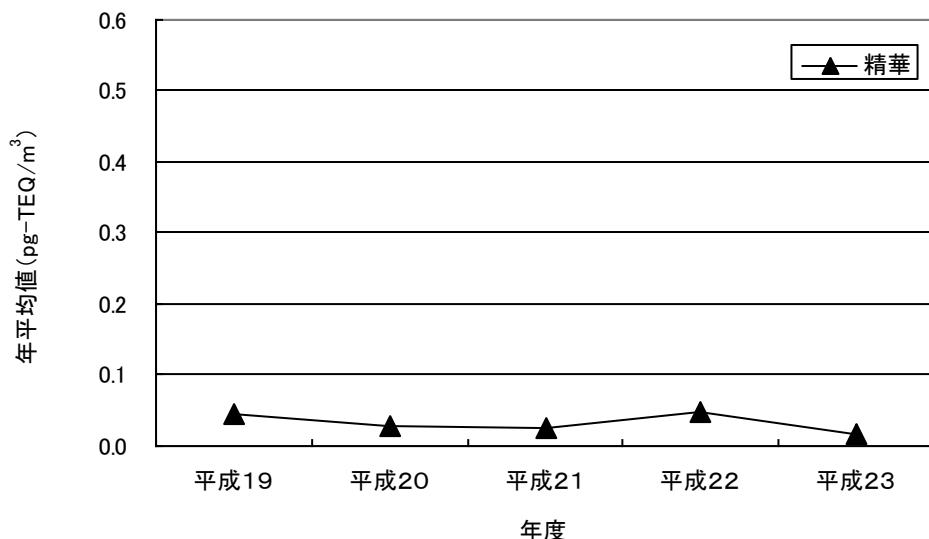
精華測定局におけるダイオキシン類の経年変化は、表3-2.11及び図3-2.6に示したとおりであり、環境基準（年平均値で 0.6 pg-TEQ/m³以下）に適合している。

表 3-2.11 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

（単位：pg-TEQ/m³）

年度		平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
測定局	精華	0.044	0.028	0.025	0.048	0.016

出典：「平成 19~23 年度ダイオキシン類測定結果」（京都府ホームページ）より作成



出典：「平成 19~23 年度ダイオキシン類測定結果」（京都府ホームページ）より作成

図 3-2.6 ダイオキシン類の年平均値の経年変化

(7) 風向・風速

近隣測定局の風向出現頻度（風配図）は、図3-2.7に示したとおりであり、木津測定局では北東～東北東の風、精華測定局は北北西の風が卓越している。また、平成23年度の静穏率（CALM）は木津測定局で1.7%、精華測定局で2.9%である。

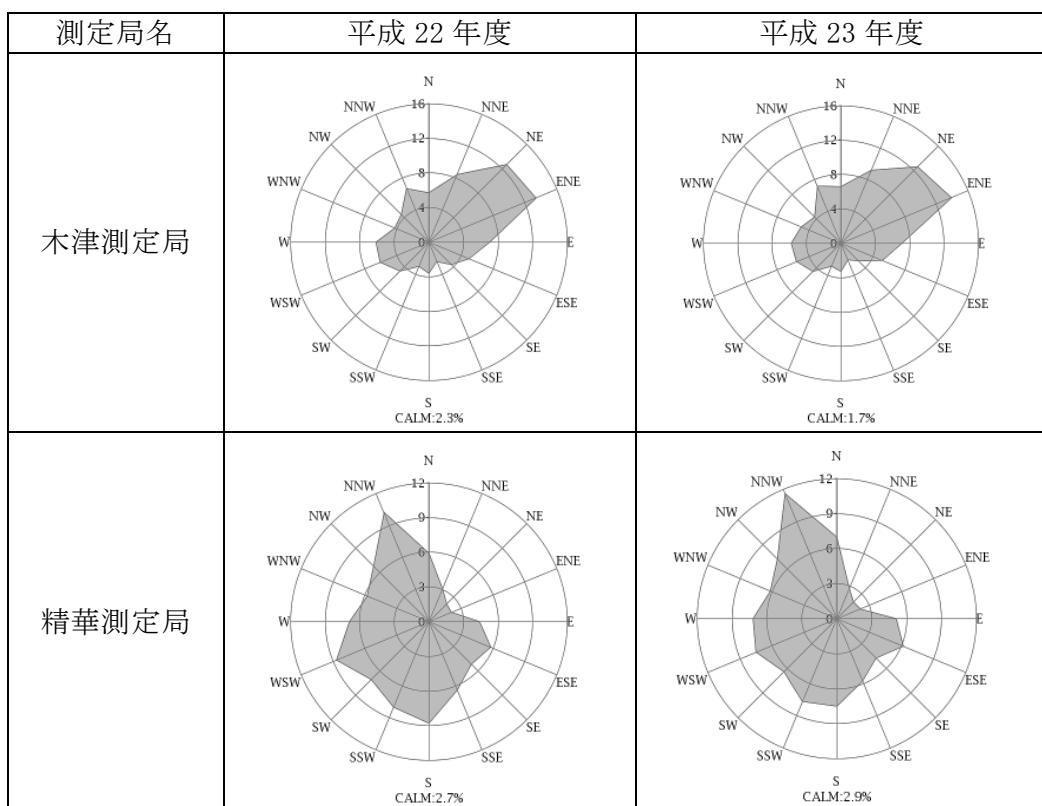


図3-2.7 近隣測定局の風向風速出現頻度

3-2-2. 騒音に係る環境の状況

(1) 自動車騒音

事業計画地周辺における騒音の測定結果は表3-2.12、測定地点は図3-2.8に示すとおりである。

道路に面する地域は、昼間の騒音レベルは50～69dBであり、2地点を除いて環境基準に適合し、要請限度については全地点で適合している。夜間の騒音レベルは38～69dBであり、2地点を除いて環境基準に適合し、要請限度については全地点で適合している。

自動車騒音の面的評価では、環境基準達成率は昼間100%、夜間93%である。

表 3-2.12(1) 道路に面する地域の騒音測定結果

地点番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準類型	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)				備考
			開始	終了				距離	車道端からの高さ	地上からの高さ	昼間	環境基準適合	要請限度適合	夜間
1	京奈和自動車道	木津川市相楽台5-17-1	H22.9.16	H22.9.17	2	A	無	135	1.2	55	○	○	38	○ ○
2	京奈和自動車道	木津川市相楽大仙堂40	H22.9.16	H22.9.17	2	A	無	30	1.2	51	○	○	46	○ ○
3	京奈和自動車道	木津川市木津川台2丁目	H22.12.14	H22.12.15	2	A	有	6	1.2	62	○	○	57	○ ○
4	一般国道24号	木津川市木津川原田34-13	H22.10.12	H22.10.13	2	B	有	1	1.2	69	○	○	69	× ○ ※
5	市道東西幹線1号線	木津川市相楽城ノ堀4	H22.9.16	H22.9.17	2	A	無	90	1.2	50	○	○	43	○ ○
6	市道4020号線	木津川市南加茂台1丁目	H22.12.14	H22.12.15	2	A	無	2	1.2	66	×	○	59	× ○
7	市道4020号線	木津川市南加茂台3丁目	H22.12.14	H22.12.15	2	A	無	2	1.2	63	×	○	55	○ ○

注1) 環境基準類型

A : 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

B : 第1種・第2種住居地域、準住居地域

注2) 備考の「※」は、京都府が測定を実施

出典：「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）より作成

表 3-2.12(2) 自動車騒音面的評価結果（平成22年度）

市町名	路線名	評価区間 (始点～終点)	面的評価の結果				
			評価住居戸数*1	環境基準達成住居戸数		環境基準達成率*2(%)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
木津川市	国道24号	木津川市山城町上狛四丁目～木津川市木津大谷	198	198	184	100	93

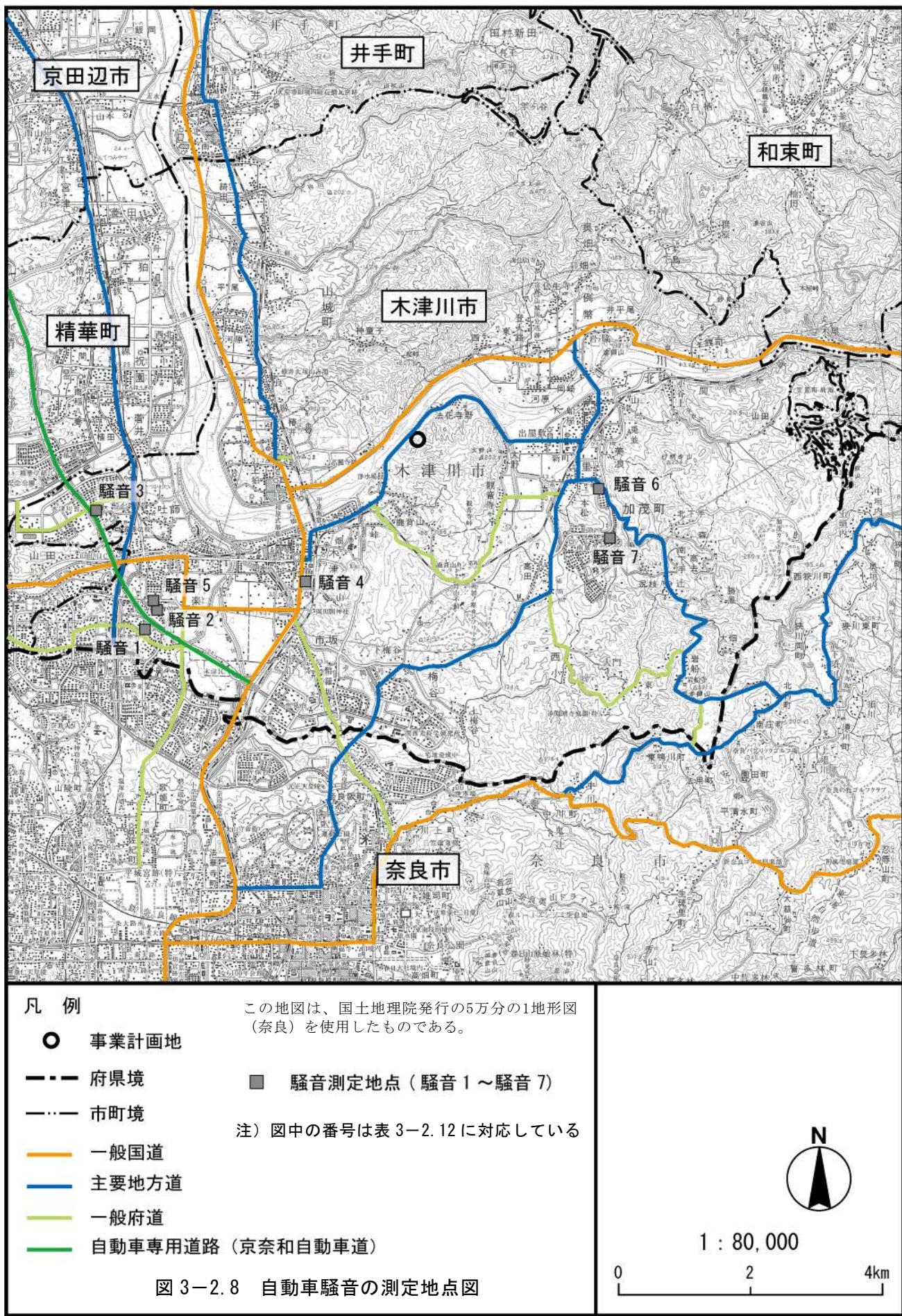
注) 昼間：午前6時から午後10時までの間

夜間：午後10時から午前6時までの間

*1 測定地点における交通量及び道路構造が近似している道路に面する地域(道路沿道両側50m)に立地する住居等の戸数。

*2 環境基準達成住居戸数／評価住居戸数×100(%) (小数点以下四捨五入)

出典：「京都府環境白書（平成23年度版）」（京都府ホームページ）より作成



3-2-3. 振動に係る環境の状況

事業計画地及びその周辺で振動に関する測定結果で公表されているものは特になし。

3-2-4. 低周波音に係る環境の状況

事業計画地及びその周辺で低周波音に関する測定結果で公表されているものは特になし。

3-2-5. 水質に係る環境の状況

事業計画地周辺で京都府及び木津川市が行った水質調査の測定結果は以下に示すとおりである。

(1) 京都府の水質測定結果

1) 生活環境項目

平成22年度における生活環境項目の測定結果は表3-2.13に、測定地点は図3-2.9に示すとおりであり、恭仁大橋、玉水橋とともに大腸菌群数が、環境基準に適合していない。

表3-2.13 生活環境項目水質測定結果（平成22年度：1回/各月）

項目	水域	木津川水域		生活環境の保全に関する環境基準 (河川) A類型	
	河川	木津川			
	類型	A	A		
	測定地点	恭仁大橋	玉水橋		
水素イオン濃度(pH)	最小～最大	7.5～8.2	7.4～8.2	6.5以上 8.5以下	
	m/n	0/12	0/12		
生物化学的酸素要求量(BOD)	最小～最大	0.7～1.6	0.8～1.4	2mg/L以下	
	平均	1.0	1.0		
	x/y	0/12	0/12		
浮遊物質量(SS)	最小～最大	1～14	1～16	25mg/L以下	
	平均	5	5		
	m/n	0/12	0/12		
溶存酸素量(DO)	最小～最大	8.0～13	7.5～13	7.5mg/L以上	
	平均	10	9.9		
	m/n	0/12	0/12		
大腸菌群数	最小～最大	140～49,000	79～79,000	1000MPN/100mL 以下	
	平均	11,000	11,000		
	m/n	10/12	10/12		
全窒素	最小～最大	0.93～1.7	1.0～2.0	-	
	平均	1.3	1.5		
	m/n	-/12	-/12		
全燐	最小～最大	0.042～0.093	0.043～0.098	-	
	平均	0.064	0.065		
	m/n	-/12	-/12		
全亜鉛	最小～最大	0.002～0.008	0.003～0.005	0.03mg/L以下	
	平均	0.004	0.004		
	m/n	0/12	0/4		

注1) m/nのmは環境基準超過検体数で、nは総検体数。ーはその項目の環境基準の適用が無い事を表す。

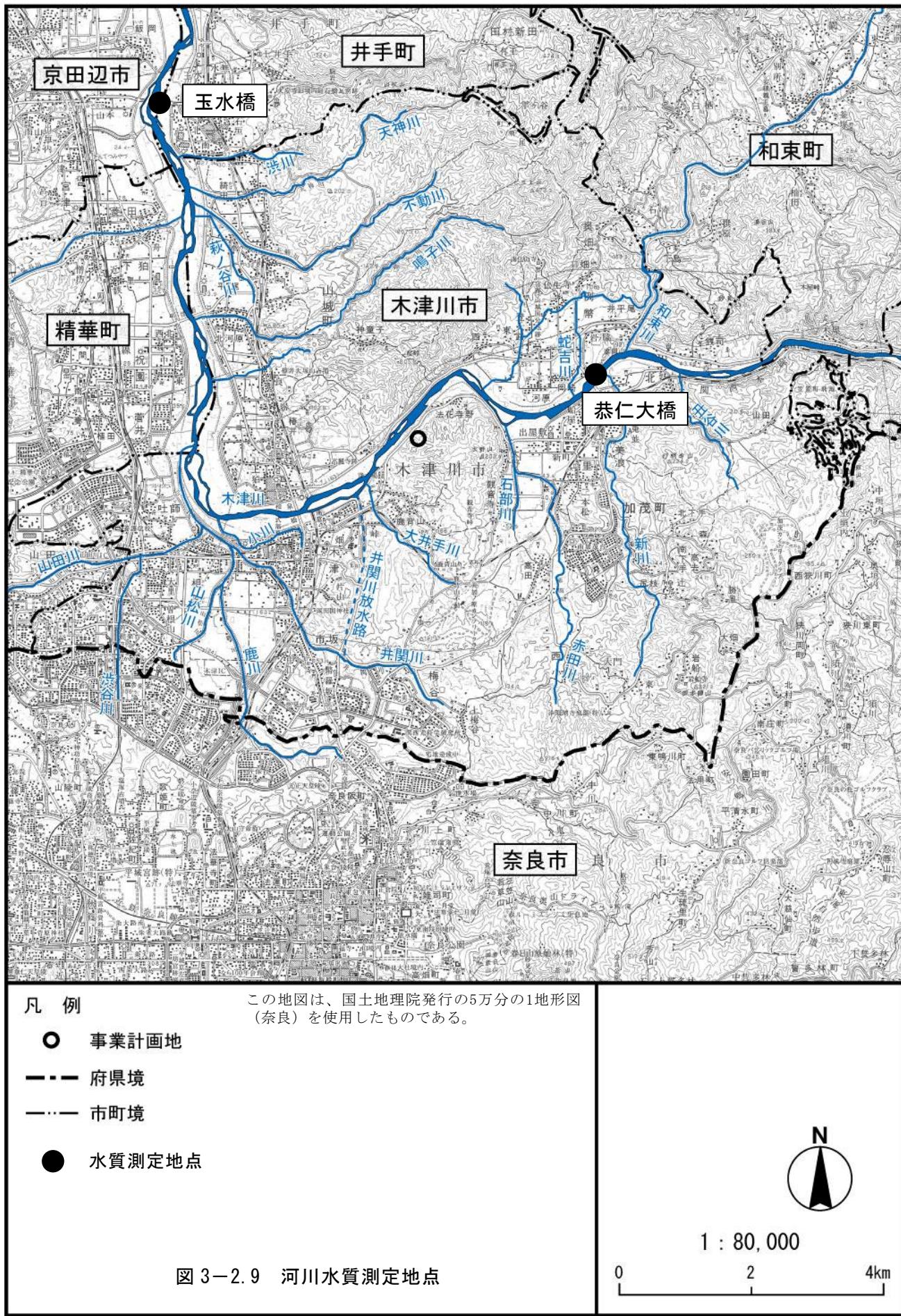
注2) x/yのxは環境基準に適合しない日数で、yは総測定日数を表す。

注3) pH、大腸菌群数(MPN/100mL)を除き、単位はmg/L。

注4) BODの平均は、日間平均値の年間平均値を表す。

注5) BODの最小、最大は日間平均値の最小・最大を表す。

出典：「平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成24年 京都府)より作成



2) 健康項目

平成22年度における健康項目の測定結果は表3-2.14に、測定地点は図3-2.9に示すとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

表 3-2.14 健康項目水質測定結果（平成 22 年度：1 回/各季）

(単位 : mg/L)

水域	木津川水域				人の健康の保護に関する環境基準 (河川)	
	木津川					
類型	A		A			
	恭仁大橋		玉水橋			
項目	平均	m/n	平均	m/n	-	
カドミウム	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.003mg/L 以下	
全シアン	ND	0/2	ND	0/2	検出されないこと	
鉛	<0.005	0/4	<0.005	0/4	0.01mg/L 以下	
六価クロム	<0.02	0/2	<0.02	0/2	0.05mg/L 以下	
砒素	<0.005	0/2	<0.005	0/2	0.01mg/L 以下	
総水銀	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	0.0005mg/L 以下	
PCB	ND	0/1	ND	0/1	検出されないこと	
ジクロロメタン	<0.002	0/4	<0.002	0/4	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	0.002mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	0/2	<0.0004	0/2	0.004mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	<0.01	0/2	<0.01	0/2	0.1mg/L 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	0/2	<0.004	0/2	0.04mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.1	0/2	<0.1	0/2	1mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	<0.003	0/2	<0.003	0/2	0.03mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロパン	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	0.002mg/L 以下	
チウラム	<0.0006	0/1	<0.0006	0/1	0.006mg/L 以下	
シマジン	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	<0.002	0/1	<0.002	0/1	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	<0.001	0/2	<0.001	0/2	0.01mg/L 以下	
セレン	<0.002	0/2	<0.002	0/2	0.02mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.1	0/12	1.2	0/12	10mg/L 以下	
ふつ素	0.08	0/4	0.08	0/4	0.8mg/L 以下	
ほう素	<0.1	0/4	<0.1	0/4	1mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	<0.005	0/2	<0.005	0/2	0.05mg/L 以下	

注1) m/n の m は環境基準超過検体数で、n は総検体数を表す。

注2) 「ND」は、検出されない事を表す。

出典：「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 24 年 京都府）より作成

3) ダイオキシン類

平成23年度におけるダイオキシン類水質測定結果は表3-2. 15に示すとおりであり、環境基準に適合している。測定地点は図3-2. 10に示すとおりである。

表 3-2. 15 ダイオキシン類水質測定結果

(単位 : pg-TEQ/L)

測定地点	測定値	環境基準
和束川菜切橋 (木津川市)	0.024	1pg-TEQ/L以下

出典：「平成 23 年度ダイオキシン類測定結果」（京都府ホームページ）より作成



(2) 木津川市の水質測定結果

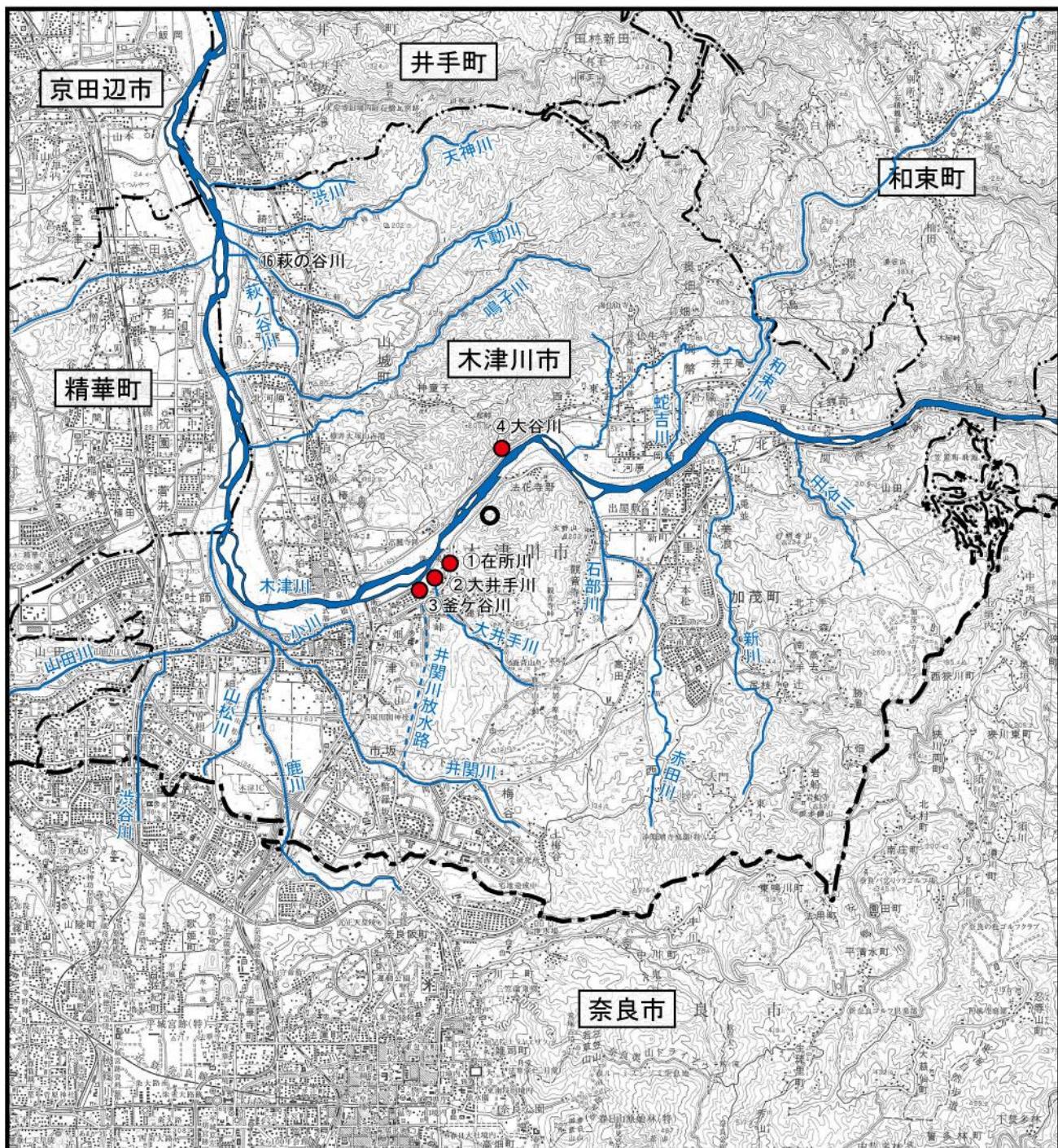
事業計画地は、木津川中流部の南側に位置している。木津川市が実施した平成23年度の水質測定結果のうち事業計画地周辺での測定結果は表3-2.16に示すとおりである。また、測定地点は図3-2.11に示すとおりである。

表3-2.16 木津川市の水質測定結果（平成23年度）

測定項目	単位	定量下限	①		②		環境基準 A類型
			在所川		大井出川		
採取日	—	—	11月25日	3月13日	11月25日	3月13日	—
採水時間	—	—	9:20	9:20	9:45	9:45	—
天候(当日)	—	—	晴	曇	晴	曇	—
天候(前日／前々日)	—	—	晴/曇	曇/晴時々雨	晴/曇	曇/晴時々雨	—
気温	℃	—	11.0	7.0	12.0	5.0	—
水温	℃	—	10.3	6.2	10.1	5.8	—
pH	pH	—	7.6	7.5	7.8	7.6	6.5以上8.5以下
(pH測定時水温)	℃	—	19	19	19	19	—
BOD	mg/L	0.5	3.3	2.0	1.4	0.6	2以下
COD	mg/L	0.5	5.0	5.3	3.8	4.3	—
DO	mg/L	0.5	10	12	11	12	7.5以上
SS	mg/L	1	3	3	34	68	25以下
T-N	mg/L	0.01	3.5	3.8	2.6	4.6	—
T-P	mg/L	0.005	0.23	0.17	0.07	0.10	—
大腸菌群数	MPN/100mL	2	4,900	24,000	490	1400	1,000以下
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.01	0.10	<0.01	<0.01	0.01	—
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
流量	m ³ /s	—	0.013	0.019	0.054	0.058	—

測定項目	単位	定量下限	③		④		環境基準 A類型
			釜ヶ谷川		大谷川		
採取日	—	—	11月25日	3月13日	11月25日	3月13日	—
採水時間	—	—	10:10	10:20	8:45	8:45	—
天候(当日)	—	—	晴	曇	晴	曇	—
天候(前日／前々日)	—	—	晴/曇	曇/晴時々雨	晴/曇	曇/晴時々雨	—
気温	℃	—	11.0	5.5	10.0	3.5	—
水温	℃	—	10.1	5.9	7.8	4.3	—
pH	pH	—	8.1	8.1	7.8	7.7	6.5以上8.5以下
(pH測定時水温)	℃	—	19	19	19	19	—
BOD	mg/L	0.5	0.6	0.8	<0.5	<0.5	2以下
COD	mg/L	0.5	3.0	4.2	5.6	3.7	—
DO	mg/L	0.5	12	13	11	12	7.5以上
SS	mg/L	1	40	11	8	6	25以下
T-N	mg/L	0.01	1.4	2.3	1.9	3.0	—
T-P	mg/L	0.005	0.06	0.19	<0.05	<0.05	—
大腸菌群数	MPN/100mL	2	1,700	230	210	790	1,000以下
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	—
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
流量	m ³ /s	—	0.011	0.009	0.006	0.016	—

出典：「木津川市河川等水質測定業務報告書」(平成24年3月 木津川市)より作成



凡例

この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図
(奈良)を使用したものである。

- 事業計画地
- 府県境
- - - 市町境
- 水質測定地点



1 : 80,000

0 2 4km

図 3-2.11 水質測定地点（木津川市）

3-2-6. 地下水に係る環境の状況

京都府では、地下水について水質の測定を実施している。木津川市域では平成22年度の概況調査が2地点で、継続監視調査が2地点で行われている。結果は表3-2.17に、調査地点は図3-2.12に示すとおりである。

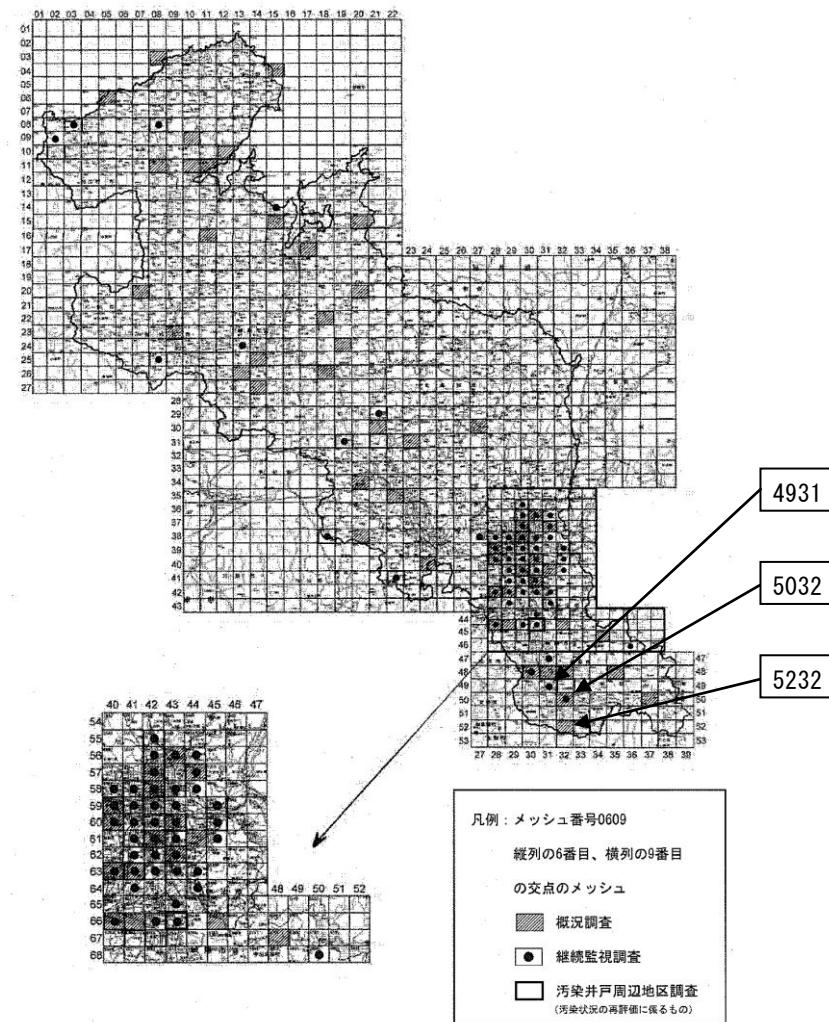
表 3-2.17 地下水質の概況調査結果

(単位 : mg/L)

項目	概況調査		継続監視調査	
調査地点 メッシュ番号	5032	5232	4931	5032
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	-	-
チウラム	<0.0006	<0.0006	-	-
シマジン	<0.0003	<0.0003	-	-
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.5	9.0	-	-
ふつ素	-	-	1.8	-
ほう素	-	-	-	0.2

注) 「-」は調査を実施していない項目を表す。

出典：「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 24 年 京都府）より作成



出典：「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 24 年 京都府）より作成

図 3-2.12 地下水の調査地点

3-2-7. 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌に係る環境の状況

京都府では、ダイオキシン類について、一般環境調査及び発生源周辺調査を実施している。このうち、木津川市内における過去5年間の調査結果は表3-2.18に示すとおりである。平成22年度は発生源周辺調査が実施されており、土壌中のダイオキシン類濃度は、環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）に適合している。

表 3-2.18 ダイオキシン類土壌調査結果

(単位 : pg-TEQ/g)

測定年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一般環境調査	—	0.0062	—	—	—
発生源周辺調査	8.1	—	—	0.084	—

注) 「—」は調査を実施していない。

出典：「平成19～23年度ダイオキシン類測定結果」（京都府ホームページ）より作成

(2) 地盤の状況

地盤の状況について、「京都府環境白書（平成23年度版）」には、以下のように記載されている。

「京都盆地は、そのほとんどが沖積層あるいは洪積層に属し、そこでの工業用水等の地下水依存度は高い状況にあります。府内では、京都市南部や乙訓地域で地盤沈下の傾向が見られたことから、昭和52年度から平成16年度にかけて乙訓地域で水準測量を実施したところです。また、揚水量等の情報収集を行い、状況の把握に努めています。」

3-2-8. その他の事項

木津川市における平成21年度及び平成22年度の公害の種類別苦情受付件数は、表3-2.19に示すとおりであり、直近の平成22年度の典型7公害の苦情受付は大気汚染、水質汚濁および悪臭が各々1～2件あった。

表 3-2.19 公害の種類別苦情受付件数

項目		平成 21 年度	平成 22 年度
典型 7 公 害	大気汚染	0	1
	水質汚濁	2	2
	土壤汚染	0	0
	騒音	2	0
	振動	0	0
	悪臭	3	1
	不法投棄	62	119
その他		0	0
総数		69	123

出典：「木津川市統計書（平成23年版）」（平成24年1月 木津川市）より作成

3-3. 自然的状況

3-3-1. 気象の状況

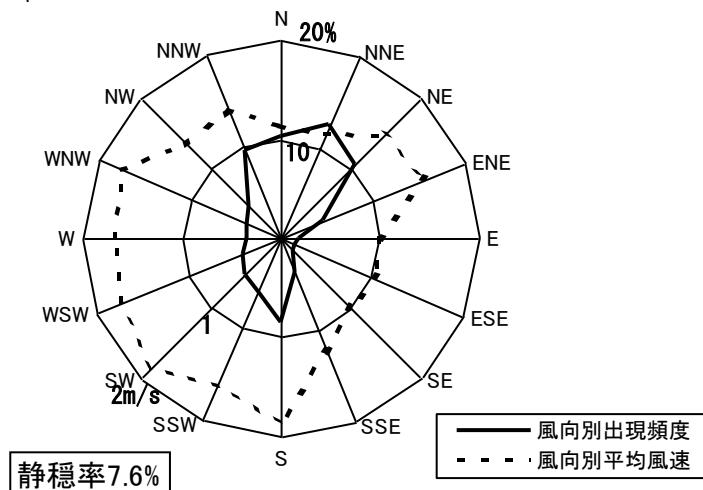
事業計画地が位置する京都府南部地域は、日本の気候区分によると瀬戸内気候区に属しており、一般的に温暖な気候である。事業計画地周辺で気象観測が継続して行われている最寄りの気象観測所としては、奈良地方気象台があり、その位置は図3-3.2に示すとおりである。奈良地方気象台における気象観測結果は表3-3.1に、風配図は図3-3.1に示すとおりである。平均気温は約15°C、降水量は年間約1,100～1,600mm程度で全国的に見ても少ない方である。奈良地方気象台の北北東約7kmに事業計画地がある。

表 3-3.1 奈良地方気象台における気象観測結果

年	気温 (°C)			平均 風速 (m/s)	最多 風向 (方位)	降水量 (mm)			
	平均								
	日平均	日最高	日最低						
平成19年	15.3	21.0	10.5	1.4	北北東	1,109.5			
20年	14.9	20.6	10.3	1.4	北北東	1,300.5			
21年	15.1	20.8	10.3	1.4	北北東	1,287.0			
22年	15.4	20.9	10.8	1.4	北北東	1,587.5			
23年	15.0	20.6	10.4	1.4	北北東	1,473.0			

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）より作成

平成 23 年



出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）より作成

図 3-3.1 奈良地方気象台の風配図



3-3-2. 水象の状況

(1) 河川

事業計画地周辺における主な河川の分布は図3-3.3に示すとおりである。

京都府内の河川は丹波山地を分水嶺として、大阪湾に流入する淀川水系と日本海に流入する由良川水系に大別される。事業計画地周辺を流れる主な河川は、鈴鹿山脈を水源とする木津川であり淀川水系に属している。木津川は流域面積が約1,596km²、幹川流路延長が約99kmの一級河川である。

事業計画地周辺には、大井手川、石部川がある。これらの河川は木津川に合流しており、事業計画地は木津川流域に位置している。

(2) 湖沼

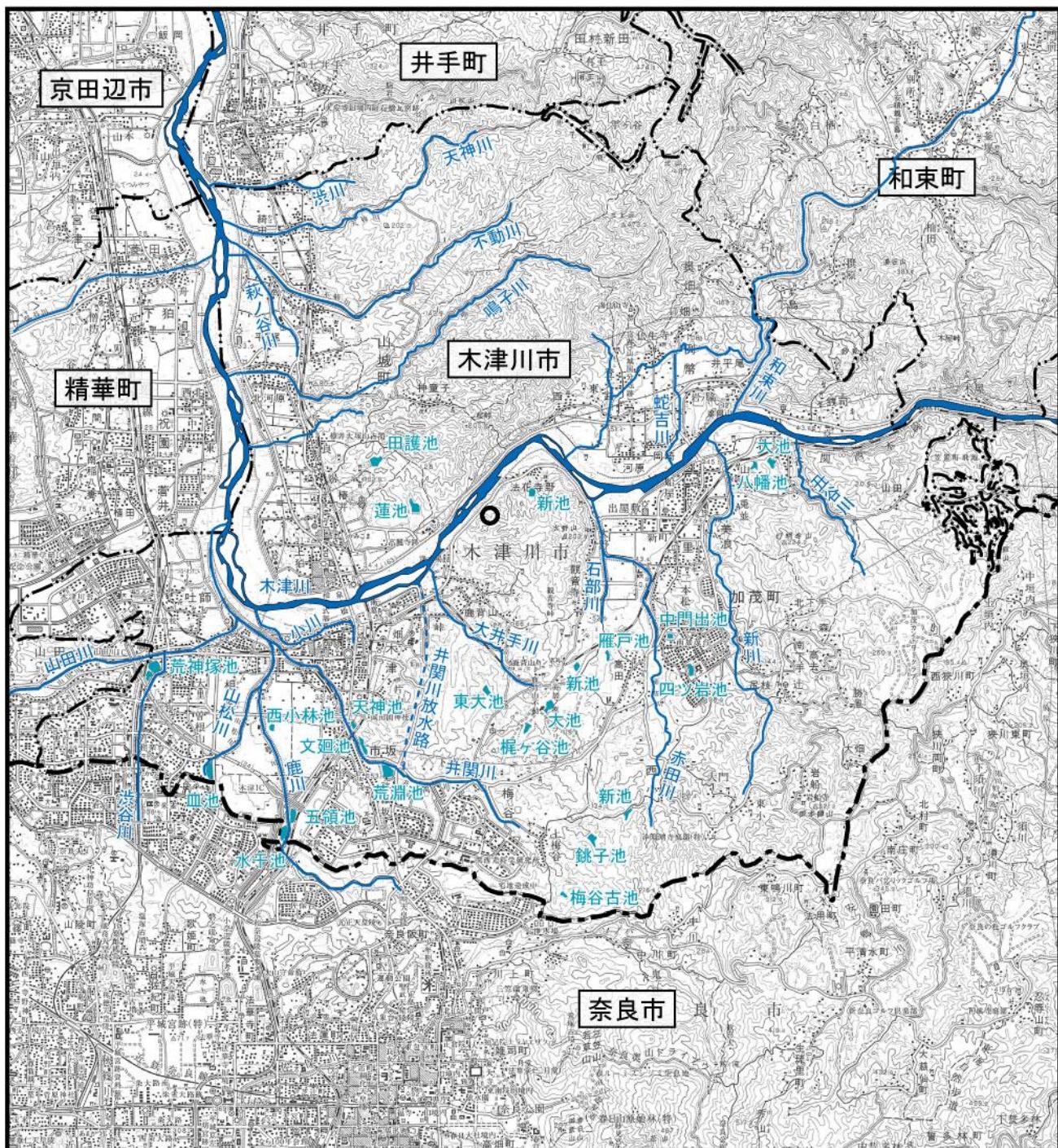
事業計画地周辺には新池、蓮池など大小の溜池が多数存在し、主として、農業用水に利用されている。

(3) 漁業権の設定状況

事業計画地を含む木津川流域には、内水面漁業権（京内共第7号）が設定されており、その概要は表3-3.2に示すとおりである。

表 3-3.2 木津川流域での内水面漁業権概要

漁業権番号	京内共第7号
漁業権者の名称 及び住所	木津川漁業協同組合 京都府木津川市山城町上狛東下 16 ノ 18
漁業の区域	八幡市上津屋橋から上流の木津川本支流
漁業の種類	第5種共同漁業
漁業権魚種	アユ、コイ、フナ、ウナギ、ハエ、マス類
免許期間	平成16年1月1日から平成25年12月31日まで
遊漁の制限又は 禁止事項	(1)採捕の禁止期間（京都府内水面漁業調整規則 第25条） (2)体長の制限（京都府内水面漁業調整規則 第26条） (3)禁止漁具・漁法（水産資源保護法及び京都府内水面漁業調整規則 第27条） (4)採捕の禁止区域（京都府内水面漁業調整規則 第29条） (5)外来魚の移植制限（京都府内水面漁業調整規則 第29条の2）等の定めに従う。



凡 例

この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図
(奈良) を使用したものである。

● 事業計画地

--- 府県境

- - - 市町境



1 : 80,000

0 2 4km

図 3-3.3 事業計画地周辺の主な河川等

3-3-3. 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

事業計画地及びその周辺の地形の状況は、図3-3.4に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺の地形は中間斜面となっている。

また、「京都府自然環境目録」（平成14年 京都府）及び「京都府レッドデータブック」（平成14年 京都府）によると、表3-3.3に示すとおり、木津川市の地形として天井川が記載されている。このうち不動川は、京都府レッドデータブックカテゴリーの「要注意」に区分されている。

表 3-3.3 地形の状況

名称	分類	細分	地域	京都府レッドデータ ブックカテゴリー
山松川	河川地形	天井川	相楽郡木津町相楽	-
鹿川	河川地形	天井川	相楽郡木津町相楽	-
天神川	河川地形	天井川	相楽郡山城町中浜	-
不動川	河川地形	天井川	相楽郡山城町大字北平尾	要注意

注) 「要注意」：京都府内の学術上高い価値を有する地形のうち、現時点で軽度の破壊を受けており、今後も破壊が続ければ消滅が危惧される地形

出典：「京都府自然環境目録」（平成14年 京都府）
「京都府レッドデータブック」（平成14年 京都府）より作成

(2) 地質、堆積物の状況

事業計画地及びその周辺の表層地質の状況は、図3-3.5に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺の主な地質は、砂・花崗岩質岩石となっている。

「京都府自然環境目録」（平成14年 京都府）及び「京都府レッドデータブック」（平成14年 京都府）による事業計画地及び周辺の地質は表3-3.4に示すとおりである。

また、事業計画地及びその周辺の土壤の状況は、図3-3.6に示すとおりである。

表 3-3.4 地質の状況

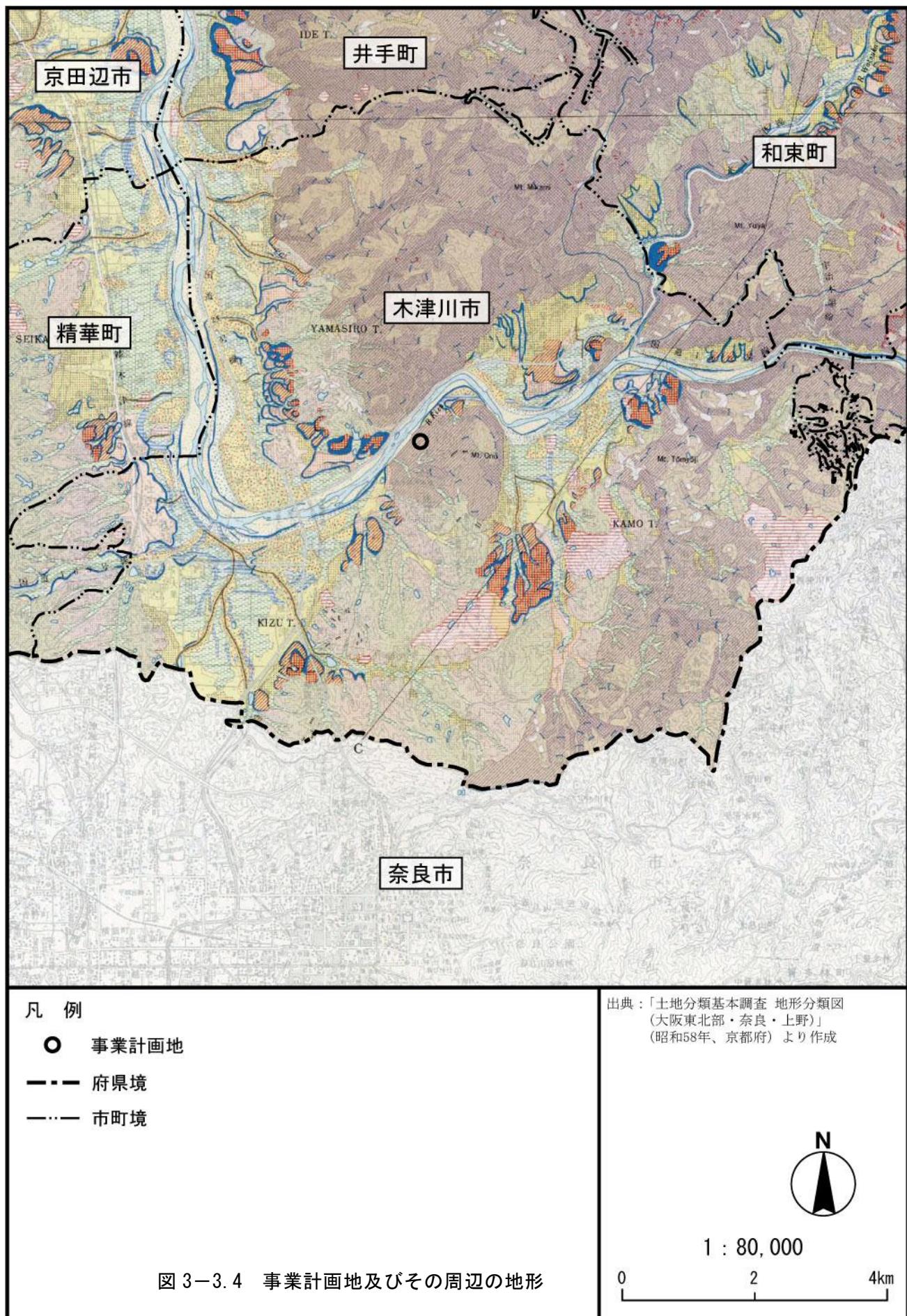
名称	分類	細分・特徴	時代区分	地域	京都府レッドデータブック カテゴリー
法花寺野のマンガン鉱物	鉱物	マンガン珪酸塩鉱物	中生代 白亜紀	加茂町	消滅寸前
変斑糜岩	变成岩	領家变成岩	白亜紀	加茂町	-
木津・加茂丘陵の大阪層群	堆積物	-	更新世	木津町、加茂町	-
古寺凝灰岩	堆積物	-	中新世	木津町鹿背山	-
ソノハ礫層	堆積物	-	中新世	木津町、加茂町	-
観音寺礫層	堆積物	-	鮮新世	木津町、加茂町	-
西小泥層	堆積物	大阪層群	更新世	木津町、加茂町、笠置町、和束町	-
木津川流域の沖積層と扇状地・河岸段丘 堆積物	堆積物	-	完新世・更新世	南山城村、笠置町、和束町、加茂町、木津町、精華町、山城町、井手町、京田辺市、城陽市、八幡町、久御山町、京都市伏見区、大山崎町	-
玉葱状風化	構造	風化	-	加茂町	-

注) 「消滅寸前」：京都府内の学術上高い価値を有する地質のうち、著しく破壊されつつある地質。

または対象露頭はなくなったが、地下に対象物の延長がある地質。

出典：「京都府自然環境目録」（平成 14 年 京都府）

「京都府レッドデータブック」（平成 14 年 京都府）より作成



凡 例 (地形)

山 地 MOUNTAINS

	急斜面 Steep slope area on mountain
	中間斜面 Intermediate slope area on mountain
	小起伏地 Low relief area on mountain summit
	山頂・山腹・山麓緩斜面 Gentle slope on mountain ridge, side or foot

丘陵地 HILLS

	丘陵地 II Hills II
--	--------------------

台地・段丘 UPLANDS AND TERRACES

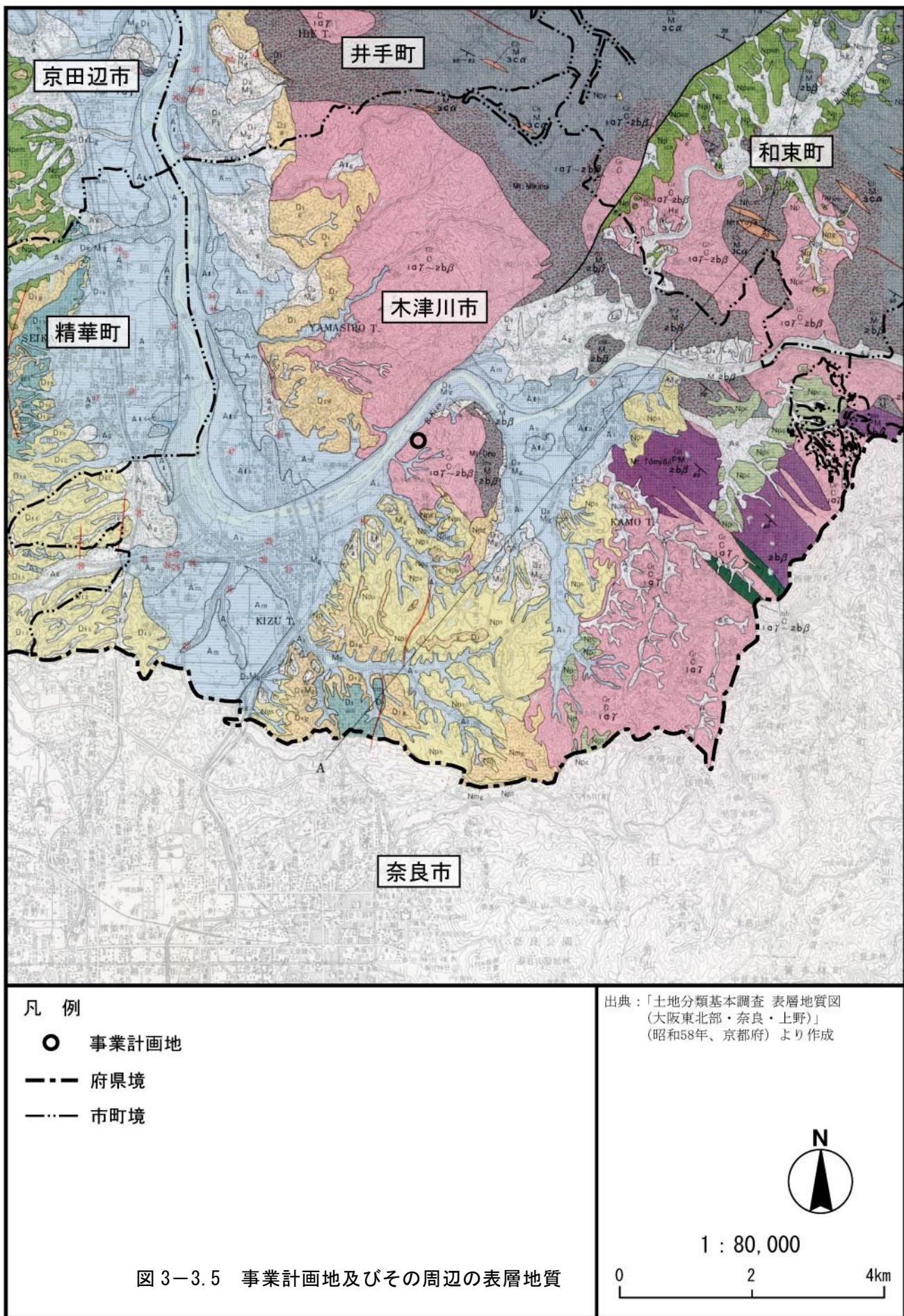
	砂礫台地 I Gravel terrace I	Higher
	砂礫台地 II Gravel terrace II	Middle
	低位段丘 I Lower terrace I	Lower I
	低位段丘 II Lower terrace II	Lower II

低 地 LOWLANDS

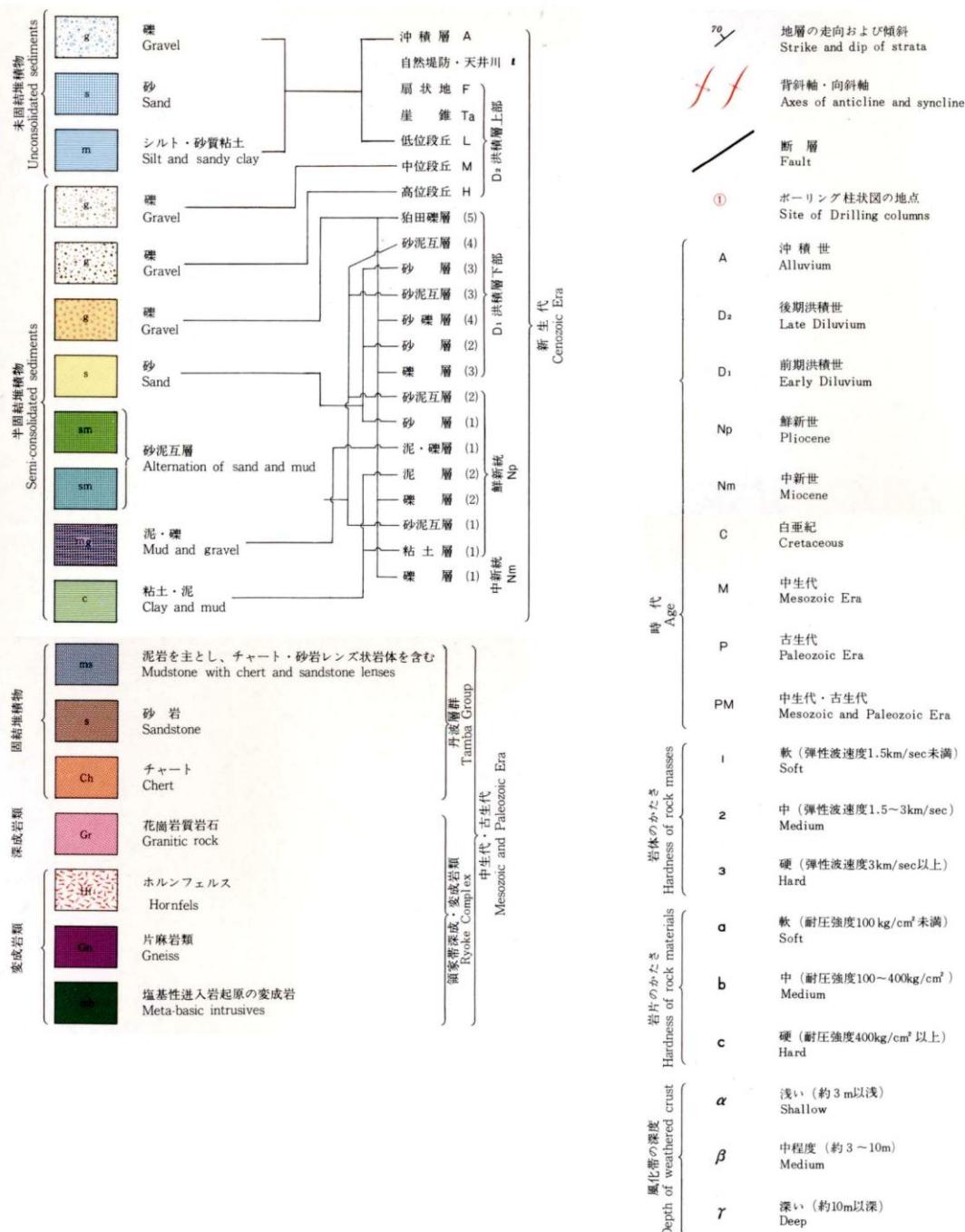
	谷底平野・氾濫平野 I Valley plain and Flood plain I
	谷底平野・氾濫平野 II Valley plain and Flood plain II
	扇状地 I (急)・崖錐 Fan I (steep) and Talus
	扇状地 II (緩) Fan II (gentle)
	自然堤防・天井川沿いの微高地 Natural levee or a little higher strip outside a rising river bed
	天井川 "Tenjogawa" or rising river bed
	河原 I (高水敷) Dry river bed I (higher)
	河原 II (低水敷) Dry river bed II (lower)

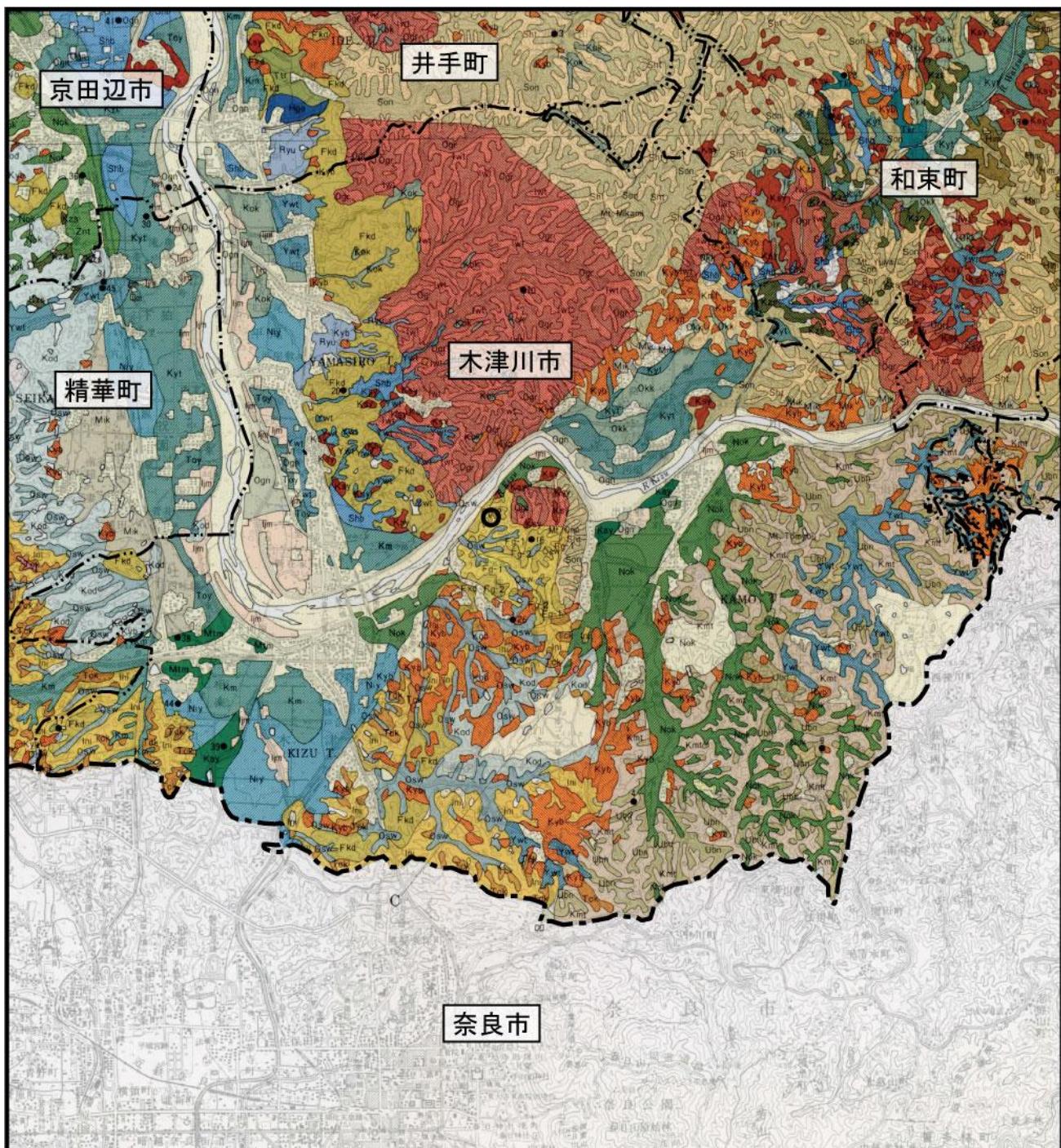
その他 MISCELLANEOUS

	崖 Cliff
	崩壊地形 Landform due to landslide
	はく落・滑落地形 Landform due to exfoliation or shallow landslip
	地すべり地形 Landslide configuration
	遷移点 Knick point (Falls or Rapids)
	人工改変地 Artificially transformed land
	旧河道 Former river course
	主要分水界・河川 Main watershed line · River
	池沼・貯水地 Pond · Dammed lake
	ダム Dam
	堰 Weir
	地形界 Boundary of landform area
	国道 National road
	主要府道 Main prefectural road



凡例(地質)





凡 例

- 事業計画地
- 府県境
- - - 市町境

出典：「土地分類基本調査 土壤図
(大阪東北部・奈良・上野)」
(昭和58年、京都府) より作成



1 : 80,000

0 2 4km

図 3-3.6 事業計画地及びその周辺の土壤

凡例(土壤)

山地および丘陵地地域の土壤 Mountain and hill land soils

残積性未熟土壤
Residual immature soils

Kod 奥戸統
Kodo

人工未熟土壤(削剥地)
Artificial immature soils



乾性褐色森林土壤
Dry brown forest soils

Sht 志津川統
Shitsugawa

Iwt 岩滝統
Iwataki

Osh 押原統
Oshihara

Kmt 釜塙統
Kamatsuka

適潤性褐色森林土壤
Moderately moist brown forest soils

Son 園統
Sono

Ogr 大河原統
Oogawara

Tkd 高田統
Takada

Ubn 湯船統
Ubune

湿性褐色森林土壤
Slightly wetted brown forest soils

Znj 禅定寺統
Zenjoi

乾性黄色系褐色森林土壤
Dry yellowish brown forest soils

Fg-1 普賢寺1統
Fugenji 1

Ini 乾谷統
Inuidani

適潤性黄色系褐色森林土壤
Moderately moist yellowish brown forest soils

Fg-2 普賢寺2統
Fugenji 2

Tok 立川統
Tachikawa

台地および低地地域の土壤 Upland and lowland soils

細粒褐色森林土壤
Brown forest soils (fine textured)

Key 笠山統
Kasayama

中粗粒褐色森林土壤
Brown forest soils (medium, coarse textured)

Kyb 荘場統
Kayaba

中粗粒黄色土壤
Yellow soils (medium, coarse textured)

Fkd 福田統
Fukuda

礫質黄色土壤(斑紋あり)
Yellow soils (gravel layer;rusty mottle exist)

Him 水見統
Hi mi

Kzs 風透統
Kazasuki

中粗粒褐色低地土壤(斑紋なし)
Brown lowland soils (medium;coarse textured)

Ijm 飯島統
Ijimi

中粗粒褐色低地土壤(斑紋あり)
Brown lowland soils (medium,coarse textured;rusty mottle exist)

Ogn 萩野統
Ogino

Mik 三河内統
Mikawauchi

礫質褐色低地土壤(斑紋あり)
Brown lowland soils (gravel layer;rusty mottle exist)

Osw 大沢統
Oosawa

Ijr 井尻野統
Ijirino

細粒灰色低地土壤(灰色系)
Gray lowland soils (fine textured;grayish)

Tkr 宝田統
Takarada

中粗粒灰色低地土壤(灰色系)
Gray lowland soils (medium,coarse textured;grayish)

Km 加茂統
Kamo

Kyt 清武統
Kiyotake

Toy 豊中統
Toyonaka

礫質灰色低地土壤(灰色系)
Gray lowland soils (gravel layer exist;grayish)

Okk 追子木統
Okkonogi

Kok 国領統
Kokuryo

細粒灰色低地土壤(灰褐色系)
Gray lowland soils (fine textured;grayish brown)

Ttr 多々良統
Tatara

中粗粒灰色低地土壤(灰褐色系)
Gray lowland soils (medium,coarse textured;grayish brown)

Ysk 安来統
Yasuki

Znt 善通寺統
Zentsuji

Nok 納倉統
Nokura

礫質灰色低地土壤(灰褐色系)
Gray lowland soils (gravel layer exist;grayish brown)

Mtm 松本統
Matsumoto

Kay 桃山統
Kayama

細粒強グライ土壤
Strong gley soils (fine textured)

Hgs 東浦統
Higashiuwa

中粗粒強グライ土壤
Strong gley soils (medium,coarse textured)

Shb 芝井統
Shiba

Kat 片桐統
Katagiri

礫質強グライ土壤
Strong gley soils (gravel layer exist)

Ryu 竜北統
Ryohoku

中粗粒グライ土壤
Gley soils (medium,coarse textured)

Niy 新山統
Niizuma

Ywt 八幡統
Yawata

その他
Miscellaneous

市街地その他
Town others

土壤統の界線
Boundary

● 土壤断面柱状図位置及び番号
Locality and number of soil profile

3-3-4. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の状況

木津川市内で生息が確認された哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類及び昆虫類の状況は次のとおりである。

1) 哺乳類

「第6回自然環境保全基礎調査」（平成16年 環境省自然環境局生物多様性センター）によると、事業計画地及びその周辺での生息が確認されている哺乳類は図3-3.7に示すとおりである。

調査対象8種の哺乳類（ニホンザル、ニホンジカ、ニホンイノシシ、ツキノワグマ、キツネ、タヌキ、アナグマ、カモシカ）のうち生息情報の得られている種は、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンイノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマの6種である。

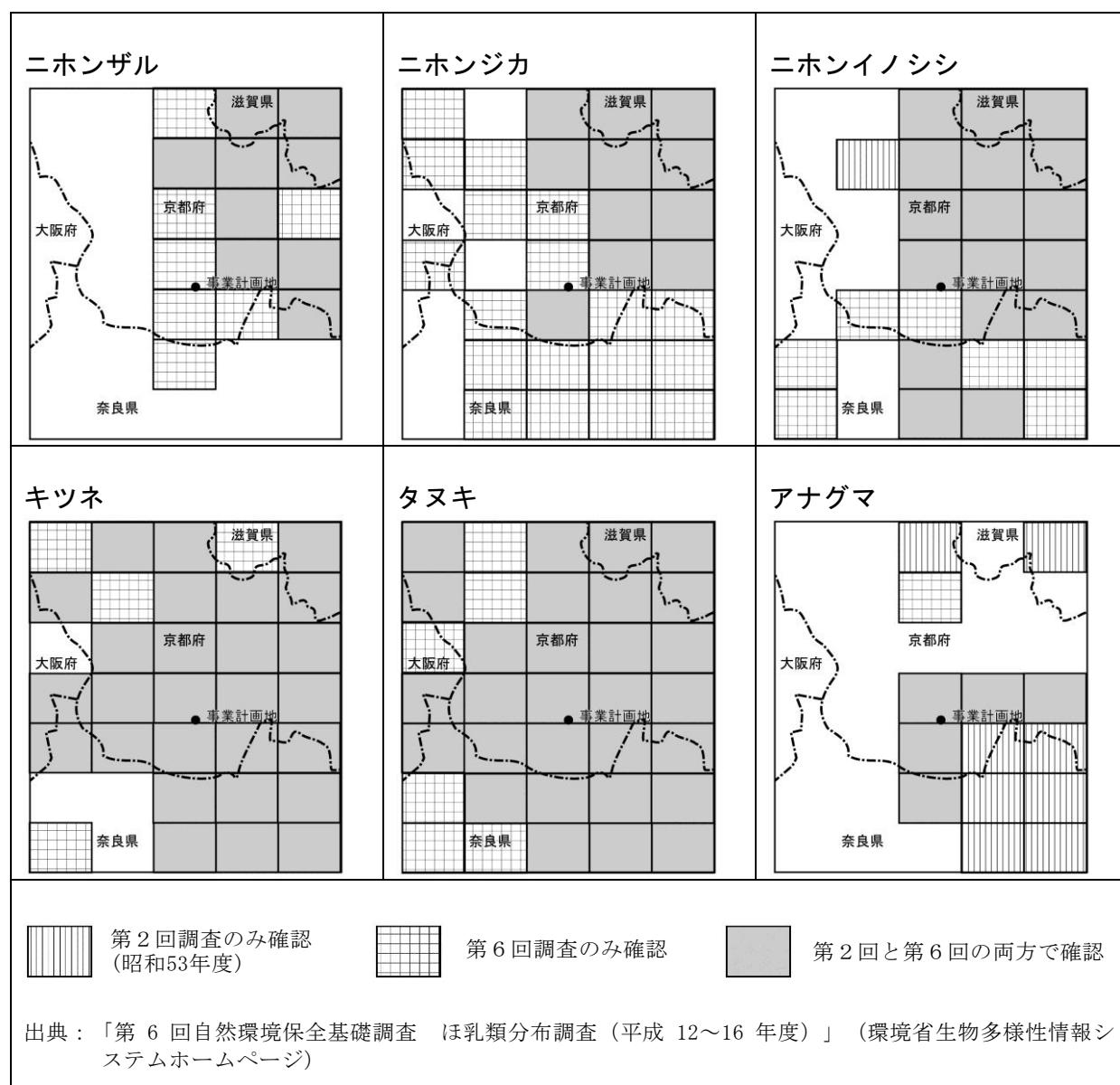


図3-3.7 事業計画地及びその周辺での哺乳類の生息状況

2) 鳥類

木津川市内における鳥類の状況は、図3-3.8に示すとおりである。「京都府動植物分布図（改訂版）」（平成元年 京都府）によると、山城町森林公園周辺で山地・森林に生息する野鳥の主要生息（繁殖）地が確認されている。また、事業計画地から1km以上離れた場所にオオタカの営巣が確認されている。（独立行政法人 都市再生機構 西日本支社資料）

3) 両生類・爬虫類

木津川市内における両生類・爬虫類の状況は、図3-3.8に示すとおりである。モリアオガエルの生息が確認されている。また、「木津川市学研木津北・東地区土地利用計画」（平成24年2月 木津川市）によると、平成22年にカスミサンショウウオの幼生が木津北地区において確認されている。

4) 魚類

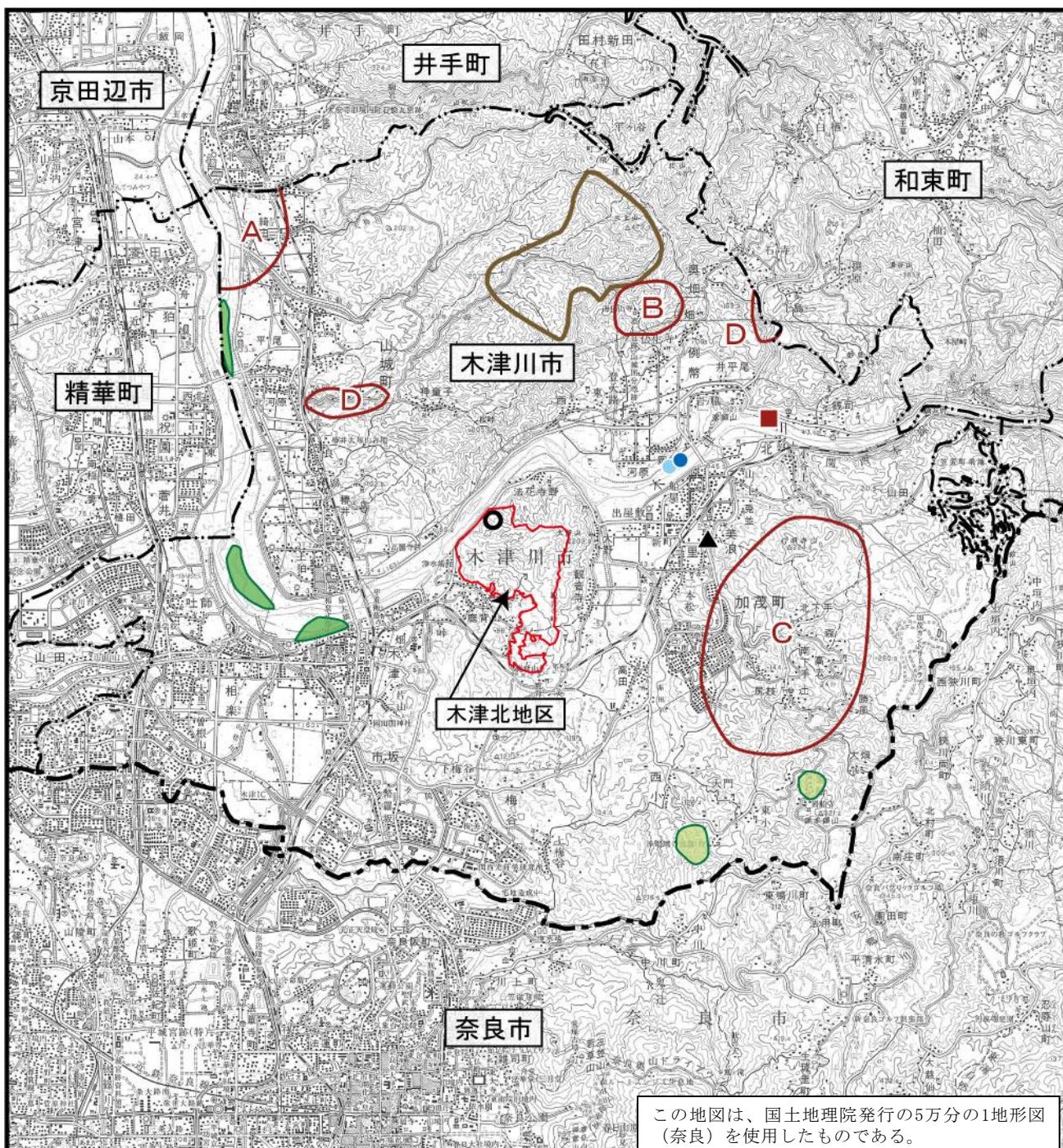
木津川市内における魚類の状況は、図3-3.8に示すとおりである。「第3回自然環境保全基礎調査（自然環境情報図）」（平成元年 環境庁）によると、木津川でニッポンバラタナゴ、アユモドキが確認されている。

なお、ニッポンバラタナゴについては、「京都府レッドデータブック」（平成14年 京都府）によると、京都府域内で現存する個体群はないとされている。

5) 昆虫類

木津川市内における昆虫類の生息状況は、図3-3.8に示すとおりである。「第2回自然環境保全基礎調査（動植物分布図）」（昭和56年 環境庁）によると、キイロヤマトンボ、オオウラギンヒョウモン、ウラジロミドリシジミ、オオムラサキ及びゲンジボタルが確認されている。

なお、「京都府レッドデータブック」（平成14年 京都府）によると、オオウラギンヒョウモンは1980年頃までは木津川に生息地があったが、現在は見られなくなっていると記載されている。



凡例 ● 事業計画地 ----- 府県境 - - - 市町境

項目	第2・3回自然環境保全基礎調査	京都府動植物分布図(改訂版)
植物	● 特定植物群落 (木津川河川敷のツルヨシ・セイコノヨシ群落)	● 植物群落 (当尾のシイ林)
鳥類	-	○ 山地・森林に生息する 野鳥の主要生息(繁殖)地
両生類	▲ モリアオガエル	-
魚類	● ニッポンバラタナゴ、アユモドキ	● アユモドキ
昆虫類	■ キイロヤマトンボ Ⓐ オオウラギンヒョウモン Ⓑ ウラジロミドリシジミ	○ オオムラサキ ○ D ゲンジボタル

出典：「第2回自然環境保全基礎調査」
(昭和56年、環境省)
「第3回自然環境保全基礎調査」
(平成元年、環境省)
「京都府動植物分布図(改訂版)」
(平成元年、京都府)
より作成

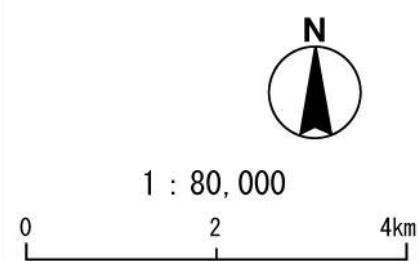


図 3-3.8 事業計画地周辺の重要な動植物の分布

(2) 植物の状況

事業計画地及びその周辺の植生図は、図3-3.9に示すとおりである。事業計画地及びその周辺の主な植生は、アベマキ-コナラ群集・モチツツジ-アカマツ群集・スギ・ヒノキ・サワラ植林となっている。

「京都府レッドデータブック」（平成14年 京都府）によると、木津川市内では保護上重要な植物群落等として表3-3.5に示す群落等が確認されている。

表 3-3.5 事業計画地周辺の主な植物群落

群落名	分類	京都府カテゴリー	分布	
自然林ツクバネガシ	常緑広葉高木林	要保全対策	幣羅坂神社	相楽郡木津町市坂幣羅坂
落葉樹混交林	冷温帶落葉広葉高木林	管理維持	幣羅坂神社	相楽郡木津町市坂幣羅坂
アカマツ自然林・落葉樹混交群落	温帶針葉高木林	管理維持	幣羅坂神社	相楽郡木津町市坂幣羅坂
モウソウチク	ササ草原・竹林	管理維持	幣羅坂神社	相楽郡木津町市坂幣羅坂
ツルヨシ・セイタカヨシ群落	低層湿原・挺水植物群落	管理維持	山城町泉大橋より 山城大橋付近	山城町

注) 京都府カテゴリーの記載は以下のとおりである。

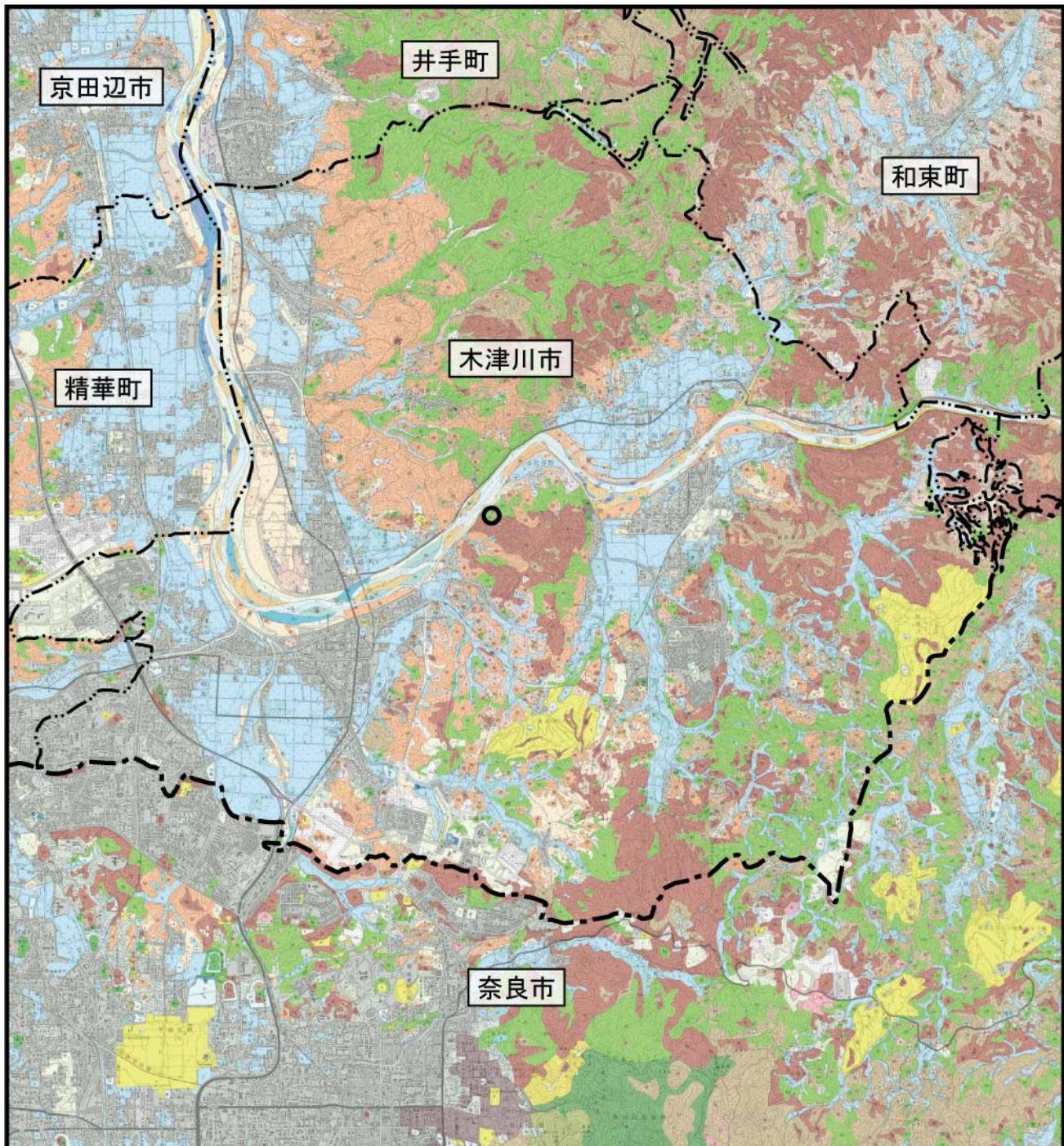
「要保全対策」：現状以外に保全の対策が必要

「管理維持」：現状の管理を維持することが必要

出典：「京都府レッドデータブック」（平成14年 京都府）より作成

※なお、地名については、京都府レッドデータの標記とした。

「第2回自然環境保全基礎調査（動植物分布図）」（昭和56年 環境庁）及び「第3回自然環境保全基礎調査（自然環境情報図）」（平成元年 環境庁）によると、木津川流域で特定植物群落として「木津川河川敷のツルヨシ・セイコノヨシ群落」が分布している。
(図3-3.8参照)



凡 例

- 事業計画地
- 府県境
- - - 市町境

出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査
植生調査情報提供ホームページ」
(環境省自然環境局生物多様性センター)
より作成



1 : 80,000

0 2 4km

図 3-3.9 事業計画地及びその周辺の植生

植生図 凡例 (凡例色、植生図凡例番号、統一凡例番号、統一凡例名)

40.270100.シラカシ群落	h.560100.ゴルフ場・芝地
41.270200.アラカシ群落	g.560200.牧草地
45.270800.シリブカガシ群落	f.570100.路傍・空地雑草群落
46.271102.カナメモチーコジイ群集	c.570101.放棄畠雜草群落
49.271205.ミミズバイースタジイ群集	e.570200.果樹園
54.280200.ナギ群落	e-1.570201.茶畠
56.290200.クロマツ群落(VI)	e-2.570202.常緑果樹園
58.300104.ケヤキームクノキ群集	a.570300.畠雜草群落
60.320100.ヤナギ高木群落(VI)	b.570400.水田雜草群落
61.320200.ヤナギ低木群落(VI)	d.570500.放棄水田雜草群落
66.400100.シイ・カシニ次林	k.580100.市街地
69.410105.アベマキーコナラ群集	i.580101.緑の多い住宅地
70.420102.モチツツジーアカマツ群集	p.580200.残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
75.440200.クズ群落	L.580300.工場地帯
76.450100.ススキ群団(VII)	m.580400.造成地
77.450200.シバ群団(VII)	w.580600.開放水域
79.460000.伐採跡地群落(VII)	r.580700.自然裸地
82.470400.ヨシクラス	
84.470501.ツルヨシ群集	
85.470502.オギ群集	
86.470600.ヒルムシロクラス	
91.540100.スギ・ヒノキ・サワラ植林	
92.540200.アカマツ植林	
93.540300.クロマツ植林	
95.541000.その他植林	
96.550000.竹林	

(2) 生態系の概況

事業計画地周辺における生態系の概況は、表3-3.6に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺の気候区分は瀬戸内気候区に属しており、温暖な気候である。

地形は、山地、丘陵地・台地・段丘及び低地に大別される。山地の斜面や起伏地に分布する主要な植生は、アベマキ-コナラ群集及びモチツツジ-アカマツ群集であり、山地や森林に生息する動物にとって比較的良好な生息環境となっているものと考えられる。丘陵地・台地・段丘では、群落の構造が単純な竹林が広く分布していることから、動植物の生息・生育環境としては良好とはいえないと考えられる。低地では、木津川沿いのヤナギ低木群落やツルヨシ群集等が貴重な水辺の生息空間となっていると考えられ、水田雑草群落周辺にも水辺を好む動植物が生息・生育し、市街地や住宅地には、人工的な環境に適応した動植物が生息・生育しているものと考えられる。

表3-3.6 事業計画地周辺の生態系の概況

気候	瀬戸内気候区		
地形	山地	丘陵地・台地・段丘	低地
主な現存植生	アベマキ-コナラ群集 モチツツジ-アカマツ群集等	竹林、果樹園等	水田雑草群落、市街地 ヤナギ低木群落、ツルヨシ群集、開放水域等
生息が確認された動物	森林性鳥類、モリアオガエル、ウラジロミドリシジミ、オオムラサキ	ゲンジボタル、キイロヤマトンボ	オオウラギンヒョウモン、アユモドキ

出典：「土地分類基本調査 地形分類図（大阪東北部・奈良・上野）」（昭和58年 京都府）
 「第2回自然環境保全基礎調査（動植物分布図）」（昭和56年 環境庁）
 「第3回自然環境保全基礎調査（自然環境情報図）」（平成元年 環境庁）
 「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査情報提供ホームページ」（環境省自然環境局生物多様性センター）
 「京都府動植物分布図（改訂版）」（平成元年 京都府）
 より作成

3-3-5. 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況

(1) 景観の状況

事業計画地周辺の主な眺望点は、西側には上狛駅東公園があり、地域住民をはじめ多くの人々に利用されている。

なお、事業計画地周辺の住宅地からの眺望状況は、丘陵地、低山地を中心とした里山的景観を呈している。

(2) 人と自然との触れ合いの活動状況

事業計画地周辺の主なレクリエーション施設等は図3-3.10に示すとおりである。

事業計画地周辺には山城町森林公園があり、地域住民をはじめ多くの人々に利用されている。



3-4. 歴史的・文化的状況

3-4-1. 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

木津川市における文化財の状況は、表3-4.1に示すとおりである。国宝として登録されているのは6件あり、木津川市の指定文化財の件数としては、重要文化財（美工）が29件と最も多く、次いで重要文化財（建造物）16件となっている。

事業計画地周辺の指定文化財は、表3-4.2、図3-4.1に示すとおりである。事業計画地の南西約450mには荒掘古墳がある。

また、「木津川市学研木津北・東地区土地利用計画」（平成24年2月 木津川市）によると、「鹿背山城跡は、室町・戦国期の大和・山城地域の歴史・文化を考えるうえで極めて重要で、近畿有数の規模を誇る山城（南山城最大）の遺跡である。」と記されている。

表 3-4.1 木津川市の指定文化財

(平成 23 年 3 月 31 日時点)

指定区分	件数(件)
国宝（建造物）	3
国宝（美工）	3
特別名勝・史跡	1
重要文化財（建造物）	16
重要文化財（美工）	29
史跡	6
重要無形民俗文化財	1
府指定有形文化財（建造物）	2
府指定有形文化財（美工）	9
府指定有形文化財（歴史資料）	1
府指定無形民俗文化財	1
府指定史跡	1
府指定天然記念物	1
府登録有形文化財（建造物）	8
府登録有形文化財（美工）	5
府登録有形民俗文化財	3
府登録無形民俗文化財	5
府文化財環境保全地区	8

出典：「木津川市統計書（平成 23 年版）」（平成 24 年 1 月 木津川市）より作成

表 3-4.2 事業計画地周辺の指定文化財

図中番号	文化財名称
1	鹿山寺跡
2	燈籠寺遺跡
3	上津遺跡
4	鹿背山城跡
5	荒堀古墳
6	藪ヶ浦遺跡
7	車谷遺跡
8	白口遺跡
9	燈籠寺廃寺
10	鹿背山焼北窯跡
11	鹿背山焼南窯跡
12	上狛東遺跡
13	神童子遺跡
14	心径塚
15	東山城（旧高之林城跡）
16	桧谷古墳
17	猿谷古墳（1～4号）
18	蓮池古墳（1～12号）
19	金村古墳
20	千両岩遺跡
21	平野畠古墳
22	才五郎谷古墳（1～3号）
23	魚谷古墳
24	千両岩古墳（平山古墳）（1～7号）
25	蓮池古墓
26	柞ノ森塚
27	法華寺野遺跡
28	蘿原遺跡
29	觀音寺跡
30	久保遺跡
31	南貝戸遺跡
32	植田遺跡
33	片岸遺跡
34	山際遺跡
35	恭仁宮関連遺跡
36	天神神社文化財環境保全地区

注) 表中の番号は、図 3-4.1 に対応している。

出典：京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS より作成

